

男川浄水場更新事業
実施方針に関する質問への回答

平成 24 年 3 月 26 日

岡崎市水道局

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
1	実施方針	1	1	(2)	ア		男川浄水場	この項の男川浄水場とは、添付資料1、P2に示す事業対象区域内のことですか？	ご理解のとおりです。
2	実施方針	1	1	(2)	イ	(7)	事業の供される公共施設等の種類	仁木浄水場を除くとありますが、その部分の維持管理業務は一切含まれないという解釈でよろしいでしょうか。	仁木浄水場の場内のみ除くものです。添付資料10に対象施設を記載しています。
3	実施方針	1	1	(2)	イ	(7)	事業の供される公共施設等の種類	場外施設（既設）は仁木浄水場を除くと示されていますが、仁木浄水場管轄の水源施設も除外されると解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書（案）添付資料10のとおりです。
4	実施方針	2	1	(6)			本事業に関係する主な法令、基準、指針等	民間事業者の責任において取得する本事業の遂行に必要な許認可には、浄水方法の認可変更手続きは含まれるでしょうか。	要求水準書（案）P10に記載のとおり、本市が申請を行います。
5	実施方針	2	1	(6)			本事業に関係する主な法令、基準、指針等	「水道法」第10条における事業の変更に関する許認可は、貴市にて実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	実施方針	2	1	(6)			本事業に関係する主な法令、基準、指針等	脱水ケーキの有効利用を民間事業者が実施する場合のみ、民間事業者が産業廃棄物処分量の許可申請を行う必要があるとの理解でよろしいでしょうか。またその際、民間事業者が排出事業者になるとの理解でよろしいでしょうか。	産業廃棄物処分量の許可申請は不要と考えています。
7	実施方針	2	1	(6)			本事業に関係する主な法令、基準、指針等	「本事業の遂行に必要な許認可」について、現在想定されている内容を具体的にお示しいただけないでしょうか。	本事業の実施に必要な許認可は事業者がご確認ください。

	資料名	該当箇所						タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項							
8	実施方針	3	1	(6)	ウ		岡崎市の条例等	「入札公告時において最新版を適用する」とありますが、「ア 法令等」「イ 愛知県の条例等」「ウ 岡崎市の条例等」についても同様に、入札公告時において最新版を適用するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
9	実施方針	3	1	(6)	ウ		岡崎市の条例等	「提案書に資料を添付し、本市の確認を要する」とありますが、確認はヒアリングにて行い、その結果が民間事業者の審査及び選定に反映されるとの理解でよろしいでしょうか。	必要な資料を添付してください。確認のためのヒアリングは必ずしも実施しません。内容によって審査選定に反映します。	
10	実施方針	3	1	(6)	ウ		岡崎市の条例等	「また仕様書等に定めのないものは提案書に資料を添付し、本市の確認を要する。」とありますが、確認の時期は落札者決定後の実施設計段階という理解でよろしいでしょうか？また、貴市による確認の結果、提案と異なる内容となった場合、価格の変更もあり得るとの理解でよろしいでしょうか？	前段については、提案書提出段階です。後段については、価格の変更は致しません。	
11	実施方針	4	1	(7)	ア	(ア)	男川浄水場(新設)	敷地造成という項目がありませんが、施設整備には含まれているという理解でよろしいのでしょうか？	ご理解のとおりです。	
12	実施方針	4	1	(7)	ア	(ア)	男川浄水場(新設)	「男川浄水場(新設)」とありますが、要求水準書(案)p.2「表1-3」では既設男川浄水場も対象施設のため、本項は新設だけでなく既設も含まれているとの理解でよろしいでしょうか。また、対象施設について、本項と要求水準書(案)p.2「表1-3」及びp.3「1(2)オ 対象施設」の内訳や名称がそれぞれ異なる箇所がありますので、統一していただけないでしょうか。	対象施設としては既設も含まれます。後段については入札公告時に統一いたします。	
13	実施方針	4	1	(7)	ア	(イ)	a 場外施設(既設)	既設場外施設について、入札参加表明書提出期限以前に、水道事業と簡水の認可申請書を開示いただけるでしょうか？	水道局工務課で施設台帳、認可書は閲覧できます。	

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答	
		頁	項							
14	実施方針	4	1	(7)	ア	(1)	a	場外施設（既設）	既設場外施設について、具体的な施設内容、施設数をご教示願います。	水道局工務課で閲覧できます。
15	実施方針	4	1	(7)	ア	(1)	b	場外施設（既設）	既設簡易水道施設について、具体的な施設名、施設数をご教示願います。	水道局工務課で閲覧できます。
16	実施方針	5	1	(7)	ア			【男川浄水場の計画フロー】	生物処理施設は将来建設予定とし、本事業対象外とありますが、本事業期間内に建設を予定しているのでしょうか。 また、本事業期間内に建設された場合、本事業対象外であるため、維持管理における負担（保守・修繕など）は貴市にて対応するとの認識でよろしいでしょうか。	生物処理施設についての内容は未定です。
17	実施方針	5	1	(7)	ア			【男川浄水場の計画フロー】	フロー図において、要求水準書（案）を正として理解しておりますが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	実施方針	5	1	(7)	ア			【男川浄水場の計画フロー】	排水池及びマンガン処理施設からの返送水は着水井に返送しても良いと理解しても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	実施方針	5	1	(7)	ア			【男川浄水場の計画フロー】	将来建設予定の生物処理施設は、計画フローの位置で決定されている（処理フローにおける生物処理の位置は、提案の対象外）との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	実施方針	5	1	(7)	ア			【男川浄水場の計画フロー】	排水池は、基本的に全量を返送する返送水槽と考え、排泥池への移送ラインは不要と考えても宜しいでしょうか。	排泥池への移送ラインを確保してください。
21	実施方針	5	1	(7)	ア			【男川浄水場の計画フロー】	生物処理施設は「将来建設予定」とのことですが、建設を決定した際には、落札者と随意契約するとの理解でよろしいでしょうか？	生物処理施設についての内容は未定です。
22	実施方針	5	1	(7)	ア			【男川浄水場の計画フロー】	生物処理施設は、「本事業対象外」とのことから、評価の対象外との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
23	実施方針	5	1	(7)	イ		対象業務	対象業務について、実施方針記載の「イ 対象業務」と要求水準書(案)8頁記載の「表2-1 対象業務」の業務名称の順序が異なる箇所があります。統一していただけないでしょうか?	入札公告時に統一いたします。
24	実施方針	5	1	(7)	イ	(7)	a 男川浄水場整備業務	a 事前調査業務は、13,14頁記載の「設計業務」と「建設業務」のいずれに該当するのでしょうか。当該業務を実施するのは、「設計業務を実施する者」「建設業務を実施する者」のいずれであっても構わないと理解してよろしいでしょうか?	前段について、いずれに該当するかは、各業務の内容により適宜ご判断ください。後段については、ご理解のとおりです。
25	実施方針	5	1	(7)	イ	(7)	c 男川浄水場整備業務	c 周辺影響調査・電波障害対策・生活環境影響調査業務は、13、14頁記載の「設計業務」と「建設業務」のいずれに該当するのでしょうか?当該業務を実施するのは、「設計業務を実施する者」「建設業務を実施する者」のいずれであっても構わないと理解してよろしいでしょうか?	前段について、いずれに該当するかは、各業務の内容により適宜ご判断ください。後段については、ご理解のとおりです。
26	実施方針	5	1	(7)	イ	(7)	f 男川浄水場整備業務	関連業務には、試運転業務、既設送水施設への送水切替業務が含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	実施方針	6	1	(7)	イ	(7)	f 男川浄水場整備業務	関連業務とは具体的にどのような業務が想定されますでしょうか。	関連業務は、試運転調整業務、既設送水施設への送水切替業務などです。
28	実施方針	5	1	(7)	イ	(イ)	男川浄水場維持管理業務	男川浄水場の排水処理施設を除く運転管理業務は、貴市が直営で行われるものとの理解でよろしいでしょうか?その場合、それは本事業期間に亘って変更はないものとの理解でよろしいでしょうか?	前段については、ご理解のとおりです。後段については、現在は、変更は予定していません。
29	実施方針	5	1	(7)	イ	(イ)	c 男川浄水場維持管理業務	災害対策及び事故対応業務における、災害の定義及び、リスク負担に関しては事業者の提案によるものと理解してよろしいでしょうか?	災害とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、地震、火災、有毒ガスの発生等の自然災害や、騒乱、暴動、戦争、テロ行為等の人為災害等をさします。なお、リスク分担は事業契約書(案)をご確認ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答	
		頁	項							
30	実施方針	5	1	(7)	イ	(1)	c	男川浄水場維持管理業務	過去に発生した災害および事故における対応事例をご教示願います。	自然災害発生時の緊急呼び出しと臨時点検等です。
31	実施方針	5	1	(7)	イ	(1)	c	男川浄水場維持管理業務	災害及び事故対策業務とは、どのような業務を想定しているのでしょうか？	要求水準書（案）をご参照ください。
32	実施方針	6	1	(7)	イ	(1)	g	男川浄水場維持管理業務	「g 脱水ケーキの有効利用業務（任意提案）」とありますが、要求水準書（案）P.36（3）-7では「有効利用（有価利用）」とあります。ここでいう有効利用とは、「有価利用」を指すと理解してよろしいでしょうか。	脱水ケーキの有効利用は有価利用を指すとご理解ください。
33	実施方針	6	1	(7)	イ	(1)	g	男川浄水場維持管理業務	脱水ケーキの有効利用は、有価・非有価を問わず、有効利用がなされていればよいとの理解でよろしいでしょうか。	脱水ケーキの有効利用は有価利用を指すとご理解ください。
34	実施方針	6	1	(7)	イ	(1)	g	男川浄水場維持管理業務	脱水ケーキの有効利用について、任意提案のカッコ書きがありませんが、民間事業者必須対象業務との理解でよろしいでしょうか。	事業者は提案により脱水ケーキを直接有効利用をするか、本市が有効利用をできるような脱水ケーキを作成してください。
35	実施方針	6	1	(7)	イ	(1)	g	男川浄水場維持管理業務	脱水ケーキの有効利用の提案を行わなかった場合、本業務は対象業務から除外されるものと考えてよろしいでしょうか。	脱水ケーキの有効利用は本市が行いますが、本市が有効利用できるような脱水ケーキを作成し、搬出車両への積込作業及び搬出量の確認等の業務を行ってください。
36	実施方針	6	1	(7)	イ	(1)	g	男川浄水場維持管理業務	脱水ケーキなどにおいて放射性物質が検出された場合のリスク分担についてイメージがあればご教示下さい。	放射性物質が基準値を超えたために有効利用ができなくなった場合は、状況に応じて脱水ケーキの有効利用業務を一時停止することを想定しています。
37	実施方針	6	1	(7)	イ	(1)	h	男川浄水場維持管理業務	SPCに警備業の認定は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	警備業法の警備業務に該当しますが、SPCに警備業の認定が必要かどうか現在協議中です。
38	実施方針	6	1	(7)	イ	(1)	h	男川浄水場維持管理業務	本業務は、警備業法上の第1号警備には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	該当いたします。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答	
		頁	項							
39	実施方針	6	1	(7)	イ	(1)	h	男川浄水場維持管理業務	警備業務とはの夜間・休日を除く日昼業務とした保安業務として理解していますが宜しいでしょうか。	機械警備業務にて24時間監視することを想定しています。
40	実施方針	6	1	(7)	イ	(1)	i	男川浄水場維持管理業務	想定されている施設見学者の対象者、人数、年間の見学回数を提示頂けますか。	年間の見学回数は、小学校(50校)、水道週間(1週間)、おいでん施設めぐり(20回)、その他団体(地元等)(30回)を想定しています。
41	実施方針	6	1	(7)	イ	(ウ)		場外施設等維持管理業務	本項a~hまでの並び順が要求水準書(案)p.4「1(2)オ c場外施設等維持管理業務」の(ア)~(ク)順と異なりますので、統一していただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
42	実施方針	6	1	(7)	イ	(ウ)		場外施設等維持管理業務	業務内容の理解のため、対象となる全場外施設管理業務の業務内容(過去5年程度)を提供いただけますか。	水道局工務課で閲覧できます。
43	実施方針	6	1	(7)	イ	(ウ)	e	場外施設等維持管理業務	本業務は、警備業法上の第1号警備には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。また、そうでない場合、具体的な本業務の内容をご教示ください。	該当いたします。要求水準書(案)をご参照ください。
44	実施方針	6	1	(7)	ウ	(ア)		男川浄水場整備業務の対価	現場見学における説明により、初回の支払いは平成26年4月と理解してよろしいでしょうか?	事業契約書(案)の別紙10をご参照ください。
45	実施方針	6	1	(7)	ウ	(ア)		男川浄水場整備業務の対価	「その他初期費用(SPC組成費用を含む)」の出来高の計算の仕方をご教示願います。	事業契約書(案)の別紙10をご参照ください。
46	実施方針	6	1	(7)	ウ	(ア)		男川浄水場整備業務の対価	「整備期間中に、毎年度1回出来高の10分の9以内の額を支払う」とありますが、工場製作部分についても適用されるとの理解でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
47	実施方針	6	1	(7)	ウ	(7)	男川浄水場整備業務の対価	男川浄水場整備業務に係る費用、その他初期費用（SPC組成費用を含む）からなるとのことですが、SPC組成費用以外に初期費用に含まれるものをご教示下さい。	資金調達や工事の契約保障に係る費用などです。
48	実施方針	6	1	(7)	ウ	(7)	男川浄水場整備業務の対価	男川浄水場整備業務の対価の支払方法は、整備期間中に毎年度1回出来高の10分の9以内の額を支払うことと記載されてますが、毎年度末の3月末頃にて検査完了後、翌4月には現金で支払われる（SPC口座へ振り込み）と理解してよろしいでしょうか	事業契約書(案)の別紙10をご参照ください。
49	実施方針	6	1	(7)	ウ	(4)	男川浄水場維持管理業務・場外施設等維持管理業務の対価	「毎四半期に1回民間事業者を支払う」とありますが、p.7の事業スケジュール通り平成30年2月1日から維持管理業務を開始した場合、1回目の支払いの対価は四半期分ではなく2ヶ月分との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	実施方針	6	1	(7)	ウ	(4)	男川浄水場維持管理業務・場外施設等維持管理業務の対価	SPCの会社運営費用は、施設整備期間は施設整備業務の対価の「その他初期費用」、供用開始後は、「維持管理業務の対価」として支払われると理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
51	実施方針	6	1	(7)	ウ	(4)	男川浄水場・場外施設等維持管理業務の対価	「その支払方法は、維持管理期間中に民間事業者を支払う」とありますが、具体的にはいつ、何回支払われるのでしょうか？また、初回は何時でしょうか？そして、金額は平準化されるのか、提案内容に応じて支払われるのでしょうか？	事業契約書(案)の別紙10をご参照ください。

資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
	頁	項						
52	実施方針	6	1	(7)	ウ	(4)	男川浄水場維持管理業務および場外施設等維持管理業務の対価の支払方法は、維持管理期間中に毎四半期に1回民間事業者に支払うこととすると記載されていますが、毎四半期末(6月、9月、12月、3月)頃にて検査完了後、翌月(7月、10月、1月、4月)には現金で支払われる(SPC口座へ振り込み)と理解してよろしいでしょうか。	事業契約書(案)の別紙10をご参照ください。
53	実施方針	6	1	(7)	ウ	(ウ)	脱水ケーキの有効利用収入(任意提案による任意収入)	脱水ケーキの有効利用業務は任意提案ですが、評価対象です。入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
54	実施方針	6	1	(7)	ウ	(ウ)	脱水ケーキの有効利用収入(任意提案による任意収入)	貴市から民間事業者に有料譲渡するとありますが、設定されている金額をご提示願います。
55	実施方針	6	1	(7)	ウ	(ウ)	脱水ケーキの有効利用収入(任意提案による任意収入)	「脱水ケーキの有効利用…有償譲渡することとする」とありますが、貴市から民間事業者への有償譲渡の単価等に規定がある場合はご教示願います。(事業者側で検討する収入金額が有償譲渡額を下回ることがないか確認したいため)
56	実施方針	6	1	(7)	ウ	(ウ)	脱水ケーキの有効利用収入(任意提案による任意収入)	脱水ケーキを有償譲渡するとありますが、ケーキ1t当たりの金額をご教示願います。
57	実施方針	6	1	(7)	ウ	(ウ)	脱水ケーキの有効利用収入(任意提案による任意収入)	脱水ケーキの有償譲渡額(脱水ケーキ単価)について、「最低基準価格」の有無をご教示ください。また、最低基準価格がある場合は、その額をご教示ください。
58	実施方針	6	1	(7)	ウ	(ウ)	脱水ケーキの有効利用収入(任意提案による任意収入)	「脱水ケーキは民間事業者の有償譲渡される」とありますが、譲渡される際の想定価格をご教示願います。

資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答	
	頁	項							
59	実施方針	6	1	(7)	ウ	(ウ)	脱水ケーキの有効利用収入(任意提案による任意収入)	「脱水ケーキの有効利用を提案することが可能」とあります。その具体的採点方法はご教示ください。それとも任意なので評価対象にならないのでしょうか?	脱水ケーキの有効利用業務は任意提案ですが、評価対象です。入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
60	実施方針	6	1	(7)	ウ	(ウ)	脱水ケーキの有効利用収入(任意提案による任意収入)	民間事業者が脱水ケーキを有効利用する場合、民間事業者が計画した脱水ケーキ量より、実際に発生する脱水ケーキ量の方が多い場合、計画脱水ケーキ量のみ有償譲渡としてよいのでしょうか?	全量を有償譲渡します。
61	実施方針	6	1	(7)	ウ	(ウ)	脱水ケーキの有効利用収入(任意提案による任意収入)	また上記にからみ、提案の内容は3年程度で見直すなど、現実的な対応はお願いできないでしょうか?	定期的な見直しは想定しておりません。
62	実施方針	6	1	(7)	ウ	(ウ)	脱水ケーキの有効利用収入(任意提案による任意収入)	脱水ケーキの有効利用を提案した場合、貴市からの買取価格は、事業期間中の有効利用に関わる市場環境の変化等に応じて柔軟に対応して頂けるとの理解でよろしいでしょうか?	変更は致しません。
63	実施方針	6	1	(7)	ウ	(ウ)	脱水ケーキの有効利用収入(任意提案による任意収入)	「有効利用を提案することが可能であり、」とありますが、提案した場合は評価点となり、しない場合は評価点が見つからないとの解釈で宜しいでしょうか?	脱水ケーキの有効利用業務は任意提案ですが、評価対象です。入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
64	実施方針	6	1	(7)	ウ	(ウ)	脱水ケーキの有効利用収入(任意提案による任意収入)	現状、脱水ケーキの放射能測定はなされていますか。また測定結果に特に問題はありますか。	測定していますが、問題ありません。
65	実施方針	6	1	(7)	ウ	(ウ)	脱水ケーキの有効利用収入(任意提案による任意収入)	脱水ケーキは「有償譲渡する」とありますが、その譲渡価格はどのように設定するのですか。	民間事業者からの提示額によります。
66	実施方針	6	1	(7)	ウ	(ウ)	脱水ケーキの有効利用収入(任意提案による任意収入)	「本市から民間事業者の有償譲渡する」とありますが、有償譲渡価格は事業者の提案に委ねられているとの理解でよろしいでしょうか。また、貴市にて有償譲渡の想定単価がある場合は、その単価をご教示ください。	民間事業者からの提示額によります。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
67	実施方針	6	1	(7)	ウ	(ウ)	脱水ケーキの有効利用収入（任意提案による任意収入）	脱水ケーキの有効利用を提案した場合の脱水ケーキの所有権については、男川浄水場において、本市から民間事業者の有償譲渡することとする。と記載されてますが、有償譲渡の単価はいくらでしょうか？また、支払い条件等がありましたらご教授ください。	前段については、民間事業者からの提示額によります。後段については、支払条件は別途協議させていただきます。
68	実施方針	6	1	(7)	ウ	(ウ)	脱水ケーキの有効利用収入（任意提案による任意収入）	脱水ケーキを民間事業者の有償譲渡する際の単価を御教示下さい。	民間事業者からの提示額によります。
69	実施方針	7	1	(7)	エ	(ア)	男川浄水場整備業務の負担	整備業務の負担について、その負担方法は銀行等との融資契約（プロジェクトファイナンス）が必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	実施方針	7	1	(8)	ア		事業期間	「竣工時期は平成29年7月末日を期限とし・・・」とありますが、ここでいう「竣工」とは、「事前に機器の単体試験等を完了し、施設の性能等を満たした上での目的物の完成」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	実施方針	7	1	(8)	ア		事業期間	「竣工時期は平成29年7月末日を期限とし、男川浄水場の引渡時期は平成30年1月末日を期限とする。」とありますが、平成29年8月1日～平成30年1月末日までの期間は、目的物は施設整備業務をSPCから請負う企業の所有物という理解でよろしいでしょうか。その場合、試運転期間において貴市の帰責事由により目的物に損傷等（この修補に伴う引渡日の遅延を含む）が発生した場合は、これにかかる費用・損害等は貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、試運転期間に本市の帰責事由で目的物が損傷することは想定しておりませんが、明らかに本市の帰責事由の場合は、本市が負担します。
72	実施方針	7	1	(8)	ア		事業期間	「（試運転期間を約6ヶ月確保すること。）」とありますが、ここでいう試運転期間とは、具体的にどのようなことを考えられていますでしょうか。またその場合、期間は「6ヶ月」必須でしょうか。なお、要求水準書（案）にて試運転で処理した水については既設男川浄水場へ返送することとなっていますが、この場合排水処理施設の試運転ができなくなってしまいますが、排水処理施設の試運転についてどのようにお考えでしょうか。	前段については、要求水準書(案)をご参照ください。中段については、ご理解のとおりです。後段については、排水処理施設の試運転は可能と考えています。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
73	実施方針	7	1	(8)	ア		事業期間	既設男川浄水場運転管理業務からの引継ぎ業務については、試運転期間に含まれるのとの理解でよろしいでしょうか。	既設男川浄水場運転管理業務からの引継ぎ業務は想定しておりません。
74	実施方針	7	1	(8)	ア		事業期間	「民間事業者の提案により・・・期限よりも早期になる場合は・・・」とありますが、民間事業者の工期短縮の提案を行ったにも係らず、民間事業者の帰責事由により結果として引渡時期/維持管理の開始時期が公募条件の事業スケジュール通りとなってしまう場合、ペナルティ等は発生しますか。	発生するとご理解ください。
75	実施方針	7	1	(8)	ア		事業期間	場外施設等の維持管理業務について、引き継ぎのために、維持管理開始前より業務に従事することは可能でしょうか。 また、引き継ぎ元である維持管理業者からの十分な協力が得られるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	実施方針	7	1	(8)	ア		事業期間	「早期になる場合は、維持管理期間の開始時期を男川浄水場の引渡日の翌日とし、」とありますが、場外施設等維持管理業務の開始日も同様に引渡日の翌日になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	実施方針	7	1	(8)	ア		事業期間	「ただし、民間事業者の提案により」とありますが、早期スケジュールを提案した場合、審査において評価点が加点されるのでしょうか。	工期短縮は任意提案ですが、評価対象です。入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
78	実施方針	7	1	(8)	ア		事業期間	事業スケジュールでは、平成29年7月末に施設の竣工、平成30年1月末に引渡しとなっており、竣工から引渡しまでの間が試運転期間に予定されております。試運転は施設の「部分使用」には該当しないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
79	実施方針	7	1	(8)	ア		事業期間	本施設の完成後6カ月以内に本施設が未使用で市に引き渡されることから、SPCと建設業務を行う企業との間の請負契約において「SPCが本施設の原始取得者である」旨明記すれば、SPCには不動産取得税が課税されないと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
80	実施方針	7	1	(8)	ア		事業期間	設計・工事期間を5年としておりますが、工事工期を短縮すること（平成30年1月より前に施設の引渡し）は可能でしょうか？	ご理解のとおりです。
81	実施方針	7	1	(8)	ア		事業期間	場外施設等の維持管理業務は、男川浄水場整備後の平成30年10月1日から開始となっております。現状は貴市より別途ご発注されていますが、事業契約締結後から5年間は、どのように管理されるお考えでしょうか。	PF1事業とは別に水道局が委託しますが、委託先、委託方法などは未定です。
82	実施方針	7	1	(8)	ア		事業期間	民間事業者の提案により引き渡し時期が早期になる場合の単位は1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月が考えられませんが、期を跨いでの早期となる開始時期も可能との理解でよろしいでしょうかご教示願います。	ご理解のとおりです。
83	実施方針	7	1	(8)	ア		事業期間	竣工時期は平成29年7月末と記載されていますが、既設男川浄水場から新設男川浄水場へ切替え中又は切替え後に発生する工事（大平水源撤去等）についての竣工時期は、施設引渡し後と考えて宜しいでしょうか。	施設の引渡前までをお願いします。
84	実施方針	7	1	(8)	ア		事業期間	男川浄水場の竣工時期や引渡時期を早める提案を行う場合、一ヶ月単位でも可能との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
85	実施方針	7	1	(8)	ア		事業期間	提案で竣工時期を早めた場合、試運転期間は所定の6ヶ月で完了し、引渡時期も早まると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	実施方針	7	1	(8)	ア		事業期間	事業者提案により、男川浄水場の引渡時期が平成29年7月より早期になる場合、男川浄水場維持管理期間の開始時期は引渡日の翌日（維持管理期間15年間）となります。この場合、場外施設等の維持管理業務の期間（平成30年2月1日～平成45年1月末日まで）が変更となる可能性はありますか。	ご質問の場合は、場外施設等の維持管理期間を男川浄水場の維持管理期間と同じにします。
87	実施方針	7	1	(8)	ア		事業期間	既設男川浄水場運転管理業務からの引継ぎ業務については、試運転期間に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	既設男川浄水場運転管理業務からの引継ぎ業務は想定しておりません。
88	実施方針	7	1	(8)	ア		事業期間	浄水施設の試運転については、事業者は岡崎市運転員に対する指導・補助という位置付けでよろしいですか。	試運転は事業者が主体で行い、岡崎市に対する指導、補助も行ってください。
89	実施方針	7	1	(8)	ア		事業期間	男川浄水場の竣工時期は平成29年7月末日を期限とし、男川浄水場の引渡時期は平成30年1月末日を期限とする。（試運転期間を約6ヶ月間確保すること）と記載されておりますが、約6ヶ月の試運転期間は制約されるものでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	実施方針	7	1	(8)	イ		事業化スケジュール	「個別対話の実施」とは、各グループへのヒアリングを実施すると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	実施方針	7	1	(8)	イ		事業化スケジュール	「個別対話の実施」の内容は、事業提案審査に反映されるのでしょうか。	審査対象ではありません。
92	実施方針	7	1	(8)	イ		事業化スケジュール	平成24年3月26日の質問回答の公表に対し、回答内容に関する質問の機会是与していただけにないのでしょうか。	入札公告時に質問可能です。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
93	実施方針	8	1	(8)	イ		事業化スケジュール	スケジュール表内に、現場見学会（場外施設など）の記載がありませんが、入札説明書公表時に開催することを記載されるのでしょうか。	入札公告後に場外施設等の見学会を予定しています。
94	実施方針	8	1	(8)	イ		事業化スケジュール	平成24年5月に公表予定の「入札説明書に対する質問等への回答」に対して、その回答内容に関する再質問の機会を追加していただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
95	実施方針	8	1	(8)	イ		事業化スケジュール	平成24年6月実施予定の「個別対話」について「市が必要と判断した場合」とありますが、貴市の判断基準を開示していただけないでしょうか。	総合的に判断いたします。
96	実施方針	8	1	(8)	イ		事業化スケジュール	事業化スケジュール中、男川浄水場および業務関連施設への現地見学は、要望すれば可能でしょうか	現地見学は可能ですが、個別案内はしないため、施設の外からの確認となります。希望する場合は事前に水道局工務課にご連絡ください。
97	実施方針	8	1	(8)	イ		事業化スケジュール	入札説明書・要求水準書の公表後に再度の現地見学会は開催されないのでしょうか。また個別の現地確認は可能でしょうか。	前段については、入札公告後に場外施設等の見学会を予定しています。後段については、可能ですが、個別案内はしないため、施設の外からの確認となります。希望する場合は事前に水道局工務課にご連絡ください。
98	実施方針	8	1	(8)	ウ	(ア)	留意事項	説明会の中で、資金調達の部分で、岡崎市との直接協定が可能とありましたが、これについて再度詳細にご教示願います。	プロジェクトファイナンスで資金調達する場合は、直接協定を締結するものと考えています。
99	実施方針	8	1	(8)	ウ	(ア)	留意事項	函中に「銀行等」によるSPCへの融資の記載がありますが、融資の要否は、民間事業者の判断によるご理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
100	実施方針	8	1	(8)	ウ	(ア)	留意事項	「民間事業者」即ち「SPC」（特別目的会社）は建設期間からの組成が必要でしょうか？	PFIの契約は本市とSPCとの間で締結します。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
101	実施方針	8	1	(8)	ウ	(ア)	留意事項	【想定事業スキーム図】に銀行等の融資契約が示されていますが、整備業務の対価は出来高に応じて相当額支払われるため、構成員の出資等により長期資金借入は不要であると判断した場合、銀行等の融資契約を行わない提案も可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
102	実施方針	9	1	(9)	ア		選定方法	「本市自らが実施したときに比べて効果的かつ効率的に事業が実施されると判断される場合に…」とありますが、実施すると判断する根拠の提示をお願いします。また、PSC、VFMおよび最低制限価格等については公表いただけるのでしょうか。	前段については、特定事業の選定時に公表します。後段については、入札の条件は入札公告時にお示しします。
103	実施方針	9	2	(1)			民間事業者選定の方法	総合評価一般競争入札において価格点と技術点のウエイトについてご教示ください。	入札公告時に公表します落札者決定基準をご参照ください。
104	実施方針	9	2	(1)			民間事業者選定の方法	総合評価一般競争入札において、価格点と技術点のウエイトはどのように想定しているのでしょうか？	入札公告時に公表します落札者決定基準をご参照ください。
105	実施方針	9	2	(1)			民間事業者選定の方法	総合評価一般競争入札において、予定価格は公表されるのでしょうか？	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
106	実施方針	9	2	(1)			民間事業者選定の方法	「総合評価一般競争入札方式」とありますが、入札説明書等において予定価格は公表されるのでしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
107	実施方針	9	2	(1)			民間事業者選定の方法	「総合評価一般競争入札方式」とありますが、最低制限価格は設定されるのでしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
108	実施方針	10	2	(2)	イ	(ア)	質問等の提出	意見書を提出した場合、その意見に対する貴局の考えなど、なんらかの回答はなされないのでしょうか。	意見書に対する回答は行いません。
109	実施方針	11	2	(2)	キ		個別対話の実施	個別対話は参加表明を行った全グループを対象に行われるのでしょうか。	個別対話の詳細は未定ですが、全グループを対象に実施する予定です。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
110	実施方針	11	2	(2)	キ		個別対話の実施	「個別対話の実施は、市が必要と判断した場合」とありますが、実施の有無は何を基準に判断されるのでしょうか。	総合的に判断いたします。
111	実施方針	11	2	(2)	キ		個別対話の実施	個別対話を実施することを予定しているとありますが、これは事業提案審査（入札提案書の提出可否）を目的に行われるのですか。また、質問回答に対する再質問、その他設計・提案に関する協議ができる場としていただけるのでしょうか。	前段について、個別対話は審査の対象ではありません。 後段について、個別対話は意思疎通の円滑化等を目的としています。
112	実施方針	11	2	(2)	キ		個別対話の実施	「本事業への入札参加資格を有する入札参加者との間で、市が必要と判断した場合に個別対話を実施する・・・」とありますが、必要と判断された場合は、全ての入札参加者と個別対話を実施されると考えてよろしいでしょうか。	個別対話の詳細は未定ですが、全グループを対象に実施する予定です。
113	実施方針	11	2	(2)	キ		個別対話の実施	「市が必要と判断した場合」とありますが、入札参加者（グループ）が希望した場合も個別対話を実施していただけないでしょうか。	市が判断し市が決定いたします。
114	実施方針	11	2	(2)	キ		個別対話の実施	個別対話における貴市の参加者は、審査委員の方々とご担当者様との理解でよろしいでしょうか。	個別対話の詳細は未定です。
115	実施方針	11	2	(2)	キ		個別対話の実施	個別対話の内容を公開する場合には、当事者グループに対して、事前に連絡していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	個別対話の詳細は未定です。
116	実施方針	11	2	(2)	キ		個別対話の実施	個別対話の実施は市が必要と考えた場合に実施すると記載されていますが、どのような場合に実施されるのでしょうか。また、個別対話での想定される内容をご教示ください。	前段については、総合的に判断いたします。 後段については、個別対話の詳細は未定です。
117	実施方針	11	2	(2)	キ		個別対話の実施	個別対話は審査対象外と判断しておりますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
118	実施方針	11	2	(2)	ク		提案書には入札価格の提出も含まれるとの解釈で宜しいでしょうか？	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。	
119	実施方針	11	2	(2)	ク		入札参加者に対するヒアリングを市が必要と判断した場合行うことを予定している。と記載されていますが、前項「キ」の「個別対話」とは別に「提案書に関するヒアリング」と理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。	
120	実施方針	11	2	(2)	ク		ヒアリングを実施する場合は、提案書を提出した全グループに対して行われるのでしょうか。	ヒアリングの詳細は未定です。	
121	実施方針	11	2	(2)	ク		ヒアリングが行われた場合、審査対象となりますか。	ご理解のとおりです。	
122	実施方針	11	2	(3)			本事業への参加資格要件 資格確認申請書の提出から落札決定までに、SPCの構成員が岡崎市から指名停止となった場合、その入札参加者は失格となりますか。また、SPCの協力企業が指名停止になった場合も失格となりますか？	前段、後段ともに、原則は失格となりますが、本市がやむを得ないと判断した場合に限り、入札参加者の構成員の変更を認める場合があります。	
123	実施方針	11	2	(3)	ア		入札参加者の構成員はSPCの構成員 + SPCの協力企業と考えるのでしょうか？それとも「提案書提出時に、SPCの構成員、SPCの協力企業の別を記載する」とあることから、協力企業は構成員ではないと考えるのでしょうか？	入札参加者の構成員はSPCの構成員 + SPCの協力企業とご理解ください。	
124	実施方針	11	2	(3)	ア		入札参加者の構成員（SPCの構成員・SPCの協力企業）ではない下請け等の「協力会社」は、複数の入札参加者の「協力会社（入札参加者ではない下請け等）」になることができるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
125	実施方針	11	2	(3)	ア		この説明を読むと、代表企業は“入札参加者の構成員”のどの企業がなっても良いと理解しましたが、それでよろしいですか？	ご理解のとおりです。	

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
126	実施方針	11	2	(3)	ア		入札参加者の構成等	本事業の設計業務、建設業務、工事監理業務、及び維持管理業務以外で、何らかの業務をSPCから受託する企業は、入札参加者の構成員となれると理解してよろしいでしょうか?可能な場合、当該構成員は、イに記載された共通の資格要件を満たすのがよいと理解してよろしいでしょうか?	前段についてはご理解のとおりです。後段については入札参加者の構成員はイの資格要件を満たす必要があります。
127	実施方針	11	2	(3)	ア		入札参加者の構成等	「SPC から業務を受託または請け負うことを予定しているものでSPC には出資しない者であるSPC の協力企業」とありますが、協力企業は元請となっても、構成員の下請負を行ってもよろしいでしょうか?	協力企業はSPCから請け負うことも、SPCの構成員から請け負うことも可能です。
128	実施方針	11	2	(3)	ア		入札参加者の構成等	「入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員となることはできない」とあるが、他の入札参加者の構成員の協力会社(下請け)として参加することも認められない、と考えてよろしいでしょうか?	入札参加者の構成員が、他の入札参加者の構成員(SPCの構成員・SPCの協力企業)ではない協力会社になることは可能ですが、コンプライアンスを確保してください。
129	実施方針	11	2	(3)	ア		入札参加者の構成等	契約後、構成員間で共同企業体を結成し、SPCから受注してもよろしいでしょうか?	ご質問の方法も可能ですが、提案書にその旨を記載してください。
130	実施方針	11	2	(3)	ア		入札参加者の構成等	他県での労働災害等で指名停止処分となった場合、構成員の交代、脱退は可能でしょうか?	本市で指名停止になった場合には原則は失格となります。ただし、本市がやむを得ないと判断した場合に限り、入札参加者の構成員の変更を認める場合があります。
131	実施方針	11	2	(3)	ア		入札参加者の構成等	SPCに出資する者(SPC構成員)と出資しない者(SPC協力企業)の条件等がありますか。	入札参加者の構成員はイの資格要件を満たす必要があります。
132	実施方針	11	2	(3)	ア		入札参加者の構成等	参加資格要件は、入札参加者の構成員でなく、協力企業に所属する者で充足することが可能でしょうか。	実施方針に記載のとおり、SPCの協力企業は入札参加者の構成員です。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
133	実施方針	11	2	(3)	ア		入札参加者の構成等	参加表明書及び資格確認申請書提出時に参加資格要件に関連するグループ構成員及び協力企業の明記が必要でしょうか	必要です。
134	実施方針	11	2	(3)	ア		入札参加者の構成等	協力企業についても複数の入札参加者の構成員にはなれないと解釈してよいでしょうか。	実施方針に記載のとおり、SPCの協力企業は入札参加者の構成員であり、入札参加者の構成員の重複は認めていません。
135	実施方針	11	2	(3)	ア		入札参加者の構成等	本更新事業で、他の入札参加グループ構成員の製造する製品（機器・材料）を購入使用（予定）することを、御承諾いただけますか？	可能です。
136	実施方針	11	2	(3)	ア		入札参加者の構成等	落札後に落札グループに参加した構成員の変更や追加は認められますか。認められるのであれば、落札できなかったグループに参加した構成員でも構いませんか。	原則、認められません。
137	実施方針	11	2	(3)	ア		入札参加者の構成等	落札後、SPCと協力企業との協議がまとまらず、協力企業に業務を委託または請負契約を結ばなくなる事態が生じた場合、ペナルティーはございますでしょうか。	原則は失格となりますが、本市がやむを得ないと判断した場合に限り、入札参加者の構成員の変更を認める場合があります。なお、ペナルティは、基本協定書（案）、事業契約書（案）をご参照ください。
138	実施方針	11	2	(3)	ア		入札参加資格者の構成等	入札参加者の構成員の変更について、“本市がやむを得ないと判断した場合に限り変更を認める場合がある”と明記されていますが、どのような場合が該当しますでしょうか。変更できない期間を含め、ご教示願います。	内容により判断します。
139	実施方針	11	2	(3)	ア		入札参加者の構成等	入札参加者の変更は“本市がやむを得ないと判断した場合に限り認める場合がある”と記載されていますが、落札者決定から事業契約締結までの間についても同様と考えてよろしいでしょうか。	入札参加者の変更は原則認めません。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
140	実施方針	11	2	(3)	ア		入札参加者の構成等	「入札参加者の構成員は、落札した入札参加者が設立する特別目的会社（SPC）から業務を受託または請け負うことを予定している者でSPCに出資する者であるSPCの構成員とSPCから業務を受託または請け負うことを予定しているものでSPCには出資しない者であるSPCの協力企業からなる。そのため、入札参加者の構成員については、提案書提出時に、SPCの構成員、SPCの協力企業の別を記載すること。」とありますが、協力企業の記載については、主たる業務の受託予定の企業を記載することでよろしいでしょうか。また、構成員または協力企業として記載しない企業については、本事業に参加できないと理解でよろしいでしょうか。さらに、協力企業の変更については認めていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。後段についてはSPCの構成員、SPCの協力企業から業務を受託することで本事業に参加することは可能です。なお、協力企業の変更は原則認めません。
141	実施方針	11	2	(3)	ア		入札参加者の構成等	入札参加者には、特定建設企業体（JV）での参加は認められますか。認められる場合は、JVの内、1社が資格要件を満足していれば問題はありませんか。	認められません。
142	実施方針	11	2	(3)	ア		入札参加者の構成等	設計、建設、工事監理、維持管理のいずれの業務も実施しない者は、入札参加者の構成員になることはできないとの理解でよろしいでしょうか。	設計、建設、工事監理、維持管理のいずれの業務も実施しない者が入札参加者の構成員になることも可能です。
143	実施方針	11	2	(3)	ア		入札参加者の構成等	「SPCから業務を受託または請け負うことを予定している者」とありますが、この受託または請け負いは、SPCからの元請けに限定されるのか、一次以降の再受託または下請けも含まれるのかご教示ください。	協力企業はSPCから請け負うことも、SPCの構成員から請け負うことも可能です。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
144	実施方針	11	2	(3)	ア		入札参加者の構成等	「SPCから業務を受託または請け負うことを予定している者」とありますが、この受託または請け負いの形態（JV等）や業務範囲・金額の大小には特に制約はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、提案書にその旨を記載してください。
145	実施方針	11	2	(3)	ア		入札参加者の構成等	落札後「SPCから業務を受託または請け負うことを予定している者」と諸事情により契約ができなかった場合や、予定とは異なる業務範囲の契約となった場合のペナルティの有無についてご教示ください。	入札参加者の構成員の変更は、原則は失格となりますが、本市がやむを得ないと判断した場合に限り、入札参加者の構成員の変更を認める場合があります。なお、ペナルティは、基本協定書（案）、事業契約書（案）をご参照ください。
146	実施方針	11	2	(3)	ア		入札参加者の構成等	事業契約書(案)p.37「別紙1 定義集」13項に規定の「受託企業」の全てが、「入札参加者の構成員」でなければならないとの理解でよろしいでしょうか。	受託企業の全てが入札参加者の構成員である必要はありません。
147	実施方針	11	2	(3)	ア		入札参加者の構成等	「本市がやむを得ないと判断した場合に限り、入札参加者の構成員の変更を認める場合がある」とありますが、どのような場合を想定されているのか、具体的にお示しいただけないでしょうか。	内容により判断します。
148	実施方針	11	2	(3)	ア		入札参加者の構成等	「代表企業の変更は認めない」とありますが、例外なく認めないという意味で、一般構成員の場合のやむを得ない判断についても、代表企業に対しては一切考慮しないとの理解でよろしいでしょうか。	代表企業の変更は認めません。
149	実施方針	12	2	(3)	ア		入札参加者の構成等	「提案書提出時に、SPCの構成員、SPCの協力企業の別を記載すること」とありますが、参加表明書提出時には、その別を明らかにする必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、可能な限りその別を記載してください。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
150	実施方針	12	2	(3)	ア		入札参加表明書、入札参加資格確認申請書の提出以降、入札参加者の変更は原則として認められないと理解しておりますが、「SPCの構成員、SPCの協力企業の別」や「入札参加資格に影響のない範囲の構成員の役割」については、提案書の提出時までは変更が可能との理解でよろしいでしょうか。	原則は認められませんが、本市がやむを得ないと判断した場合に限り、入札参加者の構成員の変更を認める場合があります。	
151	実施方針	12	2	(3)	イ		入札参加者の構成員の共通の資格要件	男川浄水場も含めた岡崎市の水道事業認可業務を受注しているコンサルタント（東京設計事務所）は構成員となることが可能ですか？	入札参加者の構成員の資格要件はイの資格要件です。
152	実施方針	12	2	(3)	イ		入札参加者の構成員の共通の資格要件	暴力団等の関与が無いことを事前に文書等で証明することは困難なので、自己申告でよいのでしょうか。	自己申告は不要です。
153	実施方針	12	2	(3)	イ		入札参加者の構成員の共通の資格要件	「入札参加者の構成員は、以下の資格を有している者でなければならない」とあります。この構成員は、協力企業も含まれるのでしょうか？	ご理解のとおりです。
154	実施方針	12	2	(3)	イ	(シ)	入札参加者の構成員の共通の資格要件	「岡崎市の入札参加資格者名簿に登載されている者」とありますが、参加表明の書類に記載する「代表者」は当該名簿登載者であると理解してよろしいでしょうか。この場合、当該名簿登載者が法人の代表取締役ではないときは、権限及び使用印鑑の確認のため、代表取締役から当該名簿登載者への委任状等を添えて提出すればよろしいでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。後段については岡崎市の入札参加資格者名簿に登載されていれば委任状は必要ありません。
155	実施方針	13	2	(3)	ウ		入札参加者の構成員の各業務を実施する者の資格要件	資格要件は、SPCの協力企業で満たしてもよろしいですか？	ご理解のとおりです。
156	実施方針	13	2	(3)	ウ		入札参加者の構成員の各業務を実施する者の資格要件	各業務の施工実績として「公称能力10,000m ³ /日以上」とありますが、全体能力が現有能力のどちらでよろしいでしょうか？	全体能力とご理解ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
162	実施方針	13	2	(3)	ウ	(ア)	設計業務を実施する者	<ul style="list-style-type: none"> ・公称能力10,000m³/日以上の上水道の浄水場の浄水池または配水池（5,000m³以上）基本設計もしくは実施設計の実績（ただし、設計実績の範囲には沈殿池及び急速ろ過池が含まれていること。）とありますが、沈殿池、急速ろ過池、浄水池または配水池（5,000m³以上）のすべての設計実績が必要との理解でよろしいでしょうか。 ・すべての設計実績が必要な場合、沈殿池、急速ろ過池、浄水池または配水池が別々の設計実績でも構わないでしょうか。 	前段、後段ともにご理解のとおりです。
163	実施方針	13	2	(3)	ウ	(ア)	設計業務を実施する者	浄水処理施設の設計業務を実施する者が複数の場合には、1者で設計実績の範囲を満たす必要はなく、複数者の設計実績によって範囲を満たすことで構わないでしょうか。	ご理解のとおりです。
164	実施方針	13	2	(3)	ウ	(ア)	設計業務を実施する者	設計実績の範囲には濃縮設備及び機械脱水設備が含まれていることとありますが、濃縮設備と機械脱水設備が別々の設計実績でも構わないでしょうか。	ご理解のとおりです。
165	実施方針	13	2	(3)	ウ	(ア)	設計業務を実施する者	排水処理施設の設計業務を実施する者が複数の場合には、1者で設計実績の範囲を満たす必要はなく、複数者の設計実績によって範囲を満たすことで構わないでしょうか。	ご理解のとおりです。
166	実施方針	13	2	(3)	ウ	(ア)	設計業務を実施する者	「浄水場の浄水池または配水池」「沈殿池」「急速ろ過池」の3施設が別々の設計実績（同一の業務委託ではない）でも構わないでしょうか？	ご理解のとおりです。
167	実施方針	13	2	(3)	ウ	(ア)	設計業務を実施する者	配水池の施設規模は「5,000m ³ /日以上」でなく「5,000m ³ 以上」との理解でよろしいでしょうか？（ご回答は説明会にていただいておりますが、文面にて記載させていただきましたことをご了承くださいませ）	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
168	実施方針	13	2	(3)	ウ	(ア)	設計業務を実施する者	「・・・・急速ろ過方式の浄水場の浄水池または配水池（5,000m ³ /日以上）基本設計もしくは実施設計の実績・・・」と記載されていますが、配水池の実績があれば浄水池の実績の有無は問わないとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
169	実施方針	13	2	(3)	ウ	(ア)	設計業務を実施する者	配水池の設計実績は施設規模である5,000m ³ 以上だけを問うものであり、記載されている前文の「公称能力10,000m ³ /日以上浄水能力を有する急速ろ過方式の上水道の浄水場」の系統の配水池の設計実績である必要はない。との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
170	実施方針	13	2	(3)	ウ	(ア)	設計業務を実施する者	浄水処理施設の設計業務を実施する者は、沈澱池及び急速ろ過池を含む上水道の浄水場の設計実績に加えて、浄水池または配水池の設計実績が必要になると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
171	実施方針	13	2	(3)	ウ	(ア)	設計業務を実施する者	下水処理場の「排水処理施設」とありますが、これは「汚泥処理施設」のことを指すと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
172	実施方針	13	2	(3)	ウ	(ア)	設計業務を実施する者	設計業務を実施する者が複数である場合、そのうちの1者ではなく、すべての者に一級建築士事務所の登録が必要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
173	実施方針	13	2	(3)	ウ	(ア)	設計業務を実施する者	浄水処理施設、排水処理施設の設計業務を別々の者が実施する場合、各々の担当業務について各々の実績要件が必要で、相互に実績要件を補うことはできないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答	
	頁	項							
174	実施方針	13	2	(3)	ウ	(7)	設計業務を実施する者	「浄水池または配水池（5,000 m ³ /日以上）基本設計もしくは実施設計の実績（ただし、設計実績の範囲には沈殿池及び急速ろ過池が含まれていること。）を有する」とありますが、建設業務の資格要件の記載に準じて「基本設計もしくは実施設計の実績（ただし、設計実績の範囲には沈殿池及び急速ろ過池、5,000 m ³ 以上の浄水池または配水池が含まれていること。なお、沈殿池、急速ろ過池、浄水池または配水池については別の浄水場での実績も可とする。）がある」と読み替えてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
175	実施方針	13	2	(3)	ウ	(7)	設計業務を実施する者	設計業務と維持管理業務の資格要件に記載の「10,000 m ³ /日以上浄水能力を有する急速ろ過方式の上水道」と建設業務の資格要件に記載の「10,000 m ³ /日以上の規模を有する急速ろ過方式の上水道」の解釈の違いについて、具体的にお示しいただけないでしょうか。	「10,000 m ³ /日以上浄水能力を有する急速ろ過方式の上水道」に統一します。あわせて本事業への参加資格要件を修正します。
176	実施方針	13	2	(3)	ウ	(7)	設計業務を実施する者	“浄水池または配水池（5,000m ³ /日以上）”は、“浄水池または配水池（5,000m ³ 以上）”で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
177	実施方針	14	2	(3)	ウ	(4)	建設業務を実施する者	浄水処理の建設業務を実施する者は～別の浄水場での実績を可とする。とあるが、浄水処理方式に係らず、浄水池・配水池（5,000m ³ 以上）のそれぞれ単独で行った工事を実績として認めていただけるということでもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
178	実施方針	14	2	(3)	ウ	(4)	建設業務を実施する者	「浄水処理施設の建設業務を実施する者は・・・」でもとめられている建設実績を持つものとは、土木一式工事の担当会社で、機械設備担当会社、電機設備担当会社ではないと考えてよろしいですね？	浄水処理施設の建設実績とは、土木一式工事、水道施設工事のいずれかの工種における建設実績です。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
179	実施方針	14	2	(3)	ウ	(1)	建設業務を実施する者	「排水処理施設の建設業務を実施する者は……」でもとめられている建設実績を持つものとは、機械設備工事の担当会社で、土木工事担当会社、電機設備担当会社ではないと考えてよろしいですね？	排水処理施設の建設実績とは、土木一式工事、機械器具設置工事、水道施設工事のいずれかの工種における建設実績です。
180	実施方針	14	2	(3)	ウ	(1)	建設業務を実施する者	浄水処理施設の建設実績とは、土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事、電気工事、水道施設工事のいずれか1工種における建設実績でよろしいでしょうか。	浄水処理施設の建設実績とは、土木一式工事、水道施設工事のいずれかの工種における建設実績です。
181	実施方針	14	2	(3)	ウ	(1)	建設業務を実施する者	5,000m3以上の浄水池または配水池が含まれていることとありますが、5,000m3以上の浄水池または5,000m3以上の配水池（浄水池、配水池とも5,000m3以上の条件が必要）ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
182	実施方針	14	2	(3)	ウ	(1)	建設業務を実施する者	<ul style="list-style-type: none"> 公称能力10,000m3/日以上の規模を有する急速ろ過方式の上水道の浄水場の建設実績（ただし、建設実績の範囲には沈殿池及び急速ろ過池、5,000m3以上の浄水池または配水池が含まれていること）とありますが、浄水池または配水池については5,000m3以上で、かつ公称能力10,000m3/日以上急速ろ過方式の浄水場における浄水池または配水池であるという条件が必要となるのでしょうか。 浄水池、配水池に前記条件が必要な場合、配水池が浄水場と同一敷地内でない場合は、当該配水池に送水されてくる浄水場の公称能力が10,000m3/日以上であれば良いとの理解でよろしいでしょうか。 	前段については、浄水池または配水池の実績は有効容量5,000m3以上のみとご理解ください。後段については、浄水池または配水池の公称能力の条件は不要です。
183	実施方針	14	2	(3)	ウ	(1)	建設業務を実施する者	浄水処理施設の建設業務を実施する者が複数の場合には、1者で建設実績の範囲を満たす必要はなく、複数者の建設実績によって範囲を満たすことで構わないでしょうか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
184	実施方針	14	2	(3)	ウ	(1)	建設業務を実施する者	排水処理施設の建設実績とは、土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事、電気工事、水道施設工事のいずれか1工種における建設実績でよろしいでしょうか。	排水処理施設の建設実績とは、土木一式工事、機械器具設置工事、水道施設工事のいずれかの工種における建設実績です。
185	実施方針	14	2	(3)	ウ	(1)	建設業務を実施する者	建設実績の範囲には濃縮設備及び機械脱水設備が含まれていることとありますが、濃縮設備と機械脱水設備が別々の建設実績でも構わないでしょうか。	ご理解のとおりです。
186	実施方針	14	2	(3)	ウ	(1)	建設業務を実施する者	機械脱水設備の建設実績に求められる機械脱水方式に指定はありますか。	指定はありません。
187	実施方針	14	2	(3)	ウ	(1)	建設業務を実施する者	排水処理施設の建設業務を実施する者が複数の場合には、1者で建設実績の範囲を満たす必要はなく、複数者の建設実績によって範囲を満たすことで構わないでしょうか。	ご理解のとおりです。
188	実施方針	14	2	(3)	ウ	(1)	建設業務を実施する者	浄水処理施設および排水処理施設の建設実績は、国内実績に限りますか、海外における建設実績でも構わないでしょうか。	国内実績に限ります。
189	実施方針	14	2	(3)	ウ	(1)	建設業務を実施する者	「上水道の浄水場もしくは下水処理場の排水処理施設の・・・」とありますが、確実な建設業務を実施するための資格要件であるため、要求水準書(案)P.23(イ)排水処理施設で指定される無薬注長時間型脱水機における実績が必要との理解でよろしいでしょうか。	建設業務を実施する者の資格要件の実績は、脱水機の方式は問いません。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
190	実施方針	14	2	(3)	ウ	(1)	建設業務を実施する者	公称能力10,000m ³ /日以上規模を有する上水道の浄水場 若しくは下水処理場の排水処理施設の実績とは、上水道での処理水量、下水道での流入水量を示すと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
191	実施方針	14	2	(3)	ウ	(1)	建設業務を実施する者	排水処理施設の建設実績の範囲で、濃縮設備と機械脱水機設備が一括工事でなく、別々の工事实績でも良いと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
192	実施方針	14	2	(3)	ウ	(1)	建設業務を実施する者	これは機械設備会社に適用し、電気設備会社は非該当という解釈でよろしいでしょうか。	実施方針に記載のとおりです。
193	実施方針	14	2	(3)	ウ	(1)	建設業務を実施する者	「浄水処理施設の建設業務を実施する者は、平成8年度以降の公称能力・・・の建設実績があること。」とありますが、平成8年度以降に竣工した建設実績と考えてよろしいでしょうか？ また、当該実績は1件以上あればよいとの考えでよろしいでしょうか？	前段については平成8年度に契約した実績も含まれます。 後段についてはご理解のとおりです。
194	実施方針	14	2	(3)	ウ	(1)	排水処理施設の建設実績	排水処理施設の建設実績とは、例えば天日乾燥や、下水汚泥消化設備が含まれますか？	排水処理施設の建設実績とは、土木一式工事、機械器具設置工事、水道施設工事のいずれかの工種における建設実績です。 ただし、排水処理施設の実績には濃縮設備及び脱水設備が含まれていることが条件です。
195	実施方針	14	2	(3)	ウ	(1)	建設業務を実施する者	「排水処理施設の建設業務を実施する者は、平成8年度以降の公称能力・・・の建設実績があること。」とありますが、平成8年度以降に竣工した建設実績と考えてよろしいでしょうか？ また、当該実績は1件以上あればよいとの考えでよろしいでしょうか？	前段については平成8年度に契約した実績も含まれます。 後段についてはご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
196	実施方針	14	2	(3)	ウ	(1)	建設業務を実施する者	浄水場の建設実績（沈澱池、急速ろ過池、浄水池または配水池）は建設業務を実施する者のうち1者が全ての実績を有している必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	いずれかの1者が実績を有している必要があります。
197	実施方針	14	2	(3)	ウ	(1)	建設業務を実施する者	排水処理施設の建設実績（濃縮設備、機械脱水設備）は建設業務を実施する者のうち1者が全ての実績を有している必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	いずれかの1者が実績を有している必要があります。
198	実施方針	14	2	(3)	ウ	(1)	建設業務を実施する者	排水処理施設の建設実績の範囲に濃縮設備及び機械脱水設備が含まれていることとありますが、実績として別々の工事でも認められると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
199	実施方針	14	2	(3)	ウ	(1)	建設業務を実施する者	建設実績として浄水池又は配水池がありますが、浄水池及び配水池は実質土木工事のみなので、土木工事についてのみ実績が問われているとのことで宜しいですか？	実績は土木工事とは限りません。
200	実施方針	14	2	(3)	ウ	(1)	建設業務を実施する者	実績で要求される浄水地または配水池は、浄水場内に建設されたと解釈してよろしいですか。浄水場の場外に建設された給水所、配水所、ポンプ池は、施工実績に該当しないと考えてよろしいでしょうか。	浄水場の場外に建設された場外施設についても実績として認めます。
201	実施方針	14	2	(3)	ウ	(1)	建設業務を実施する者	浄水場内に建設された浄水池または配水池の施工実績とは、水槽構造物（躯体）を建設した実績として理解してよろしいですか	ご理解のとおりです。
202	実施方針	14	2	(3)	ウ	(1)	建設業務を実施する者	浄水場内に建設された浄水池または配水池の施工実績とは、池内にポンプや配管を行ったというような設備工事は除外されると考えてよろしいですか	躯体の建設工事とご理解ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
203	実施方針	14	2	(3)	ウ	(1)	建設業務を実施する者	建設実績の工種は、土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事、電気工事、水道施設工事のいずれかの工種と解釈してよろしいでしょうか。	浄水処理施設の建設実績とは、土木一式工事、水道施設工事のいずれかの工種における建設実績です。排水処理施設の建設実績とは、土木一式工事、機械器具設置工事、水道施設工事のいずれかの工種における建設実績です。
204	実施方針	14	2	(3)	ウ	(1)	建設業務を実施する者	「公称能力10,000m3/日以上規模を有する急速ろ過方式の上水道の浄水場の建設実績」とありますが、この場合の規模条件は建設実績を含む浄水場全体の能力を指し、建設実績となる施設の能力を指すものではないと考えてよろしいでしょうか。 (10,000m3/日以上浄水場において、急速ろ過池等の本件指定施設を部分的に建設した場合等)	建設実績となる施設の能力を指すものです。
205	実施方針	14	2	(3)	ウ	(1)	建設業務を実施する者	「公称能力10,000m3/日以上規模を有する急速ろ過方式の上水道の浄水場の建設実績」とありますが、この場合の公称能力とは建設実績当時の浄水場全体の計画処理能力と考えてよろしいでしょうか。	建設実績となる施設の能力を指すものです。
206	実施方針	14	2	(3)	ウ	(1)	建設業務を実施する者	浄水処理施設および排水処理施設の建設実績とは、機械設備の建設実績と考えてよろしいですか。	浄水処理施設の建設実績とは、土木一式工事、水道施設工事のいずれかの工種における建設実績です。排水処理施設の建設実績とは、土木一式工事、機械器具設置工事、水道施設工事のいずれかの工種における建設実績です。
207	実施方針	14	2	(3)	ウ	(1)	建設業務を実施する者	本事業における「機械器具設置工事」と「水道施設工事」の区分はどのようにお考えか、具体的にお示しいただけないでしょうか。	浄水処理施設の建設実績とは、土木一式工事、水道施設工事のいずれかの工種における建設実績です。排水処理施設の建設実績とは、土木一式工事、機械器具設置工事、水道施設工事のいずれかの工種における建設実績です。
208	実施方針	14	2	(3)	ウ	(1)	建設業務を実施する者	浄水処理施設、排水処理施設の建設業務を別々の者が実施する場合、各々の担当業務について各々の実績要件が必要で、相互に実績要件を補うことはできないとの理解でよろしいでしょうか。	浄水処理施設の建設実績とは、土木一式工事、水道施設工事のいずれかの工種における建設実績です。排水処理施設の建設実績とは、土木一式工事、機械器具設置工事、水道施設工事のいずれかの工種における建設実績です。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
209	実施方針	14	2	(3)	ウ	(イ)	建設業務を実施する者	建設実績とは、土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事、電気工事、水道施設工事のいずれかの工程における建設実績との理解でよろしいでしょうか。	浄水処理施設の建設実績とは、土木一式工事、水道施設工事のいずれかの工程における建設実績です。排水処理施設の建設実績とは、土木一式工事、機械器具設置工事、水道施設工事のいずれかの工程における建設実績です。
210	実施方針	14	2	(3)	ウ	(イ)	建設業務を実施する者	「建設実績の範囲には濃縮設備及び機械脱水設備が含まれていること」とありますが、濃縮設備と機械脱水設備が別の実績でも可との理解でよろしいでしょうか。 尚、そうでない場合は、浄水場の排水処理施設は濃縮設備と脱水設備が分離発注されるケースが多々ありますので、同一浄水場であれば別の実績でも可としていただけないでしょうか。	濃縮設備と機械脱水設備が別の実績でも可能です。
211	実施方針	14	2	(3)	ウ	(イ)	建設業務を実施する者	排水処理施設の建設実績における濃縮設備について、重力濃縮や機械濃縮等、方式の制約は特にないとどの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
212	実施方針	14	2	(3)	ウ	(イ)	建設業務を実施する者	“浄水池または配水池(5,000m ³ /日以上)”は、“浄水池または配水池(5,000m ³ 以上)”で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
213	実施方針	14	2	(3)	ウ	(ウ)	工事監理業務を実施する者	工事監理業務を実施する者に求める要件として、工事監理実績は不要でしょうか。	ご理解のとおりです。
214	実施方針	14	2	(3)	ウ	(イ)	維持管理業務を実施する者	排水処理施設に関して「保守点検実績」とありますが、「運転管理業務」および「修繕業務」を含むものと考えてよろしいのですか。	実績要件としては、保守点検実績のみです。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
215	実施方針	14	2	(3)	ウ	(I)	維持管理業務を実施する者	「急速ろ過方式の上水道の浄水場の保守点検実績」とありますが、保守点検実績とは、浄水場全体の日常保守点検業務以外に、計装設備等一部設備のみの保守点検業務や、月1回程度の定期保守点検業務の実績も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
216	実施方針	15	2	(3)	ウ	(I)	維持管理業務を実施する者	場外施設等の維持管理業務を実施する者について、個別の資格要件の記載がありませんが、共通の資格要件のみを満たせばよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
217	実施方針	15	2	(3)	エ		入札参加資格要件確認基準日	「落札者決定までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合には失格とする」とありますが、欠格構成員の変更を貴市が認めた場合、構成員の変更により失格を免れることができるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
218	実施方針	16	2	(4)	ウ		落札者の決定	入札参加者が1グループだった場合でも本入札は成立すると考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
219	実施方針	16	2	(4)	ウ		落札者の選定	落札者の選定に当たっては議会承認が必要となるのでしょうか	議会承認は不要です。
220	実施方針	16	2	(4)	ウ		落札者の決定	最優秀提案者と何らかの理由により契約に至らない場合、次点者との協議となるのでしょうか。	次点者の選定は予定しておりません。
221	実施方針	16	2	(4)	オ	(ア)	著作権	事業者にて提出した提案書を公表する際は、事業者のノウハウ等の技術的著作権保護の観点から、事業者との協議が事前に行われるとの理解でよろしいでしょうか。	使用する際は事前に協議します。ただし、本市に提出した図書すべて情報公開の対象となり、開示請求があった場合は原則開示します。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
222	実施方針	16	2	(4)	オ	(ア)	著作権	提案書の著作権は入札参加者に帰属することを踏まえ、貴市が提案書の全部又は一部を使用する場合は、入札参加者に対して事前に連絡をした上で使用すると理解でよろしいでしょうか。	使用する際は事前に協議します。 ただし、本市に提出した図書すべて情報公開の対象となり、開示請求があった場合は原則開示します。
223	実施方針	16	2	(4)	カ		地元企業への配慮	岡崎市内に本社を有する企業の一覧表、業種等などの資料は提供いただけますでしょうか	民間事業者が独自に確認してください。
224	実施方針	16	2	(4)	カ		地元企業への配慮	貴市内に本社の有する企業が入札参加者の構成員である場合、加点審査において評価点が付与されるのでしょうか。	入札公告時に公表します落札者決定基準により審査されます。
225	実施方針	16	2	(4)	カ		地元企業への配慮	貴市内に本社を有する企業の活用が、評価点に考慮されるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に公表します落札者決定基準により審査されます。
226	実施方針	16	2	(4)	カ		地元企業への配慮	「本市内の本社を有する企業の活用に努めること」とありますが、本市内に支社・支店を有する企業の場合は「地元企業への配慮」を行ったことにはならないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
227	実施方針	16	2	(4)	カ		地元企業への配慮	地元企業への配慮は、構成員組成の絶対条件となりますか？また活用の違い（構成員、下請け）に対して評価点が変わりますか？	前段については、必須ではありません。 後段については、入札公告時に公表します落札者決定基準により審査されます。
228	実施方針	16	2	(4)	カ		地元企業への配慮	地域経済活性化の観点から、本市内に本社を有する企業の活用に努めることとありますが、SPCの構成員に必須として求められるのでしょうか。 また、ここで言う本社とは、営業所・事業所等は含まれるのでしょうか。	前段については必須ではありません。 後段については営業所、事業所等は本社ではありません。
229	実施方針	17	2	(4)			提案審査の流れ	予定価格の公表はされるのでしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
230	実施方針	17	2	(4)			提案審査の流れ	「基礎審査及び加点審査と入札価格を総合評価」とありますが、除算方式と加算方式のどちらの方式を採用されるのでしょうか。	入札公告時に公表します落札者決定基準により審査されます。
231	実施方針	18	2	(5)			特別目的会社(SPC)の設立等	「応募グループの構成員のSPCに対する出資比率は全体の50%を超えるものとする。」と記載されてますが、構成員以外の出資も可能でしょうか	可能です。
232	実施方針	18	2	(5)			特別目的会社(SPC)の設立等	貴市内に設立するSPCについて、男川浄水場内に登記することは可能でしょうか。	可能です。
233	実施方針	18	2	(5)			特別目的会社(SPC)の設立等	入札参加者(グループ)の構成員のうち、SPCの構成員として必ず出資しなければならない者は、代表企業のみとの理解でよろしいでしょうか。	入札参加者のうちSPCの構成員はSPCへの出資の義務があります。SPCへの出資を代表企業のみとすることも可能です。
234	実施方針	18	2	(5)			特別目的会社(SPC)の設立等	入札参加者(グループ)の構成員の出資比率が50%を超えていれば、本事業に全く関係のない者でも、最大出資比率を超えない範囲でSPCに出資ができるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
235	実施方針	18	2	(5)			特別目的会社(SPC)の設立等	SPCに出資するものであるSPC構成員は、出資比率が50%を超えていれば1社でも可能なのでしょうか?	ご理解のとおりです。
236	実施方針	18	2	(5)			特別目的会社(SPC)の設立等	市の立場からみて、SPCは事業契約の契約当事者で事業終了までの20年間存続する法人であることが必要条件であり、資本金等の条件は民間の提案に委ねられる、との理解でよろしいですか?	前段についてはご理解のとおりです。後段の資本金については実施方針に記載のとおり30百万円以上の金額は任意です。
237	実施方針	18	2	(5)			特別目的会社(SPC)の設立等	この説明を読むと、“入札者の構成員”のうち、代表企業はSPCへの出資の義務があり、残りの“入札者の構成員”には出資の義務はないと理解しましたが、それでよろしいですか?	入札者の構成員のうちSPCの構成員はSPCへの出資の義務があります。SPCへの出資は代表企業のみでも可能です。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
238	実施方針	18	2	(5)			特別目的会社(SPC)の設立等	応募グループの構成員のSPCに対する出資比率は全体の50%を超えるものとするがありますが、構成員のみで100%でも宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
239	実施方針	18	2	(5)			特別目的会社(SPC)の設立等	SPCの所在地を今回新設する男川浄水場内にすることは可能でしょうか。	可能です。
240	実施方針	18	2	(5)			特別目的会社(SPC)の設立等	SPCの所在地を浄水場内とすることは可能でしょうか	可能です。
241	実施方針	18	2	(5)			特別目的会社(SPC)の設立等	SPCには構成員以外の「出資者」を認めると理解されますが、その資格は特に要求しないのですか。	条件はありません。
242	実施方針	18	2	(5)			特別目的会社(SPC)の設立等	落札者は会社法～、本事業を実施する特別目的会社(SPC)(最低資本金30百万円とする。)を本市内に設立するものとする。」記載されておりますが、設立場所として新浄水場内への設立は可能でしょうか(登記申請ほか、事務所の貸与等)	可能です。
243	実施方針	20	3	(1)			リスクと責任分擔表	【性能】 要求水準の未達の場合のリスク負担は事業者負担とありますが、原水水質の変動に起因する場合についても該当するのでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書未達の場合のリスクは事業者負担です。
244	実施方針	20	3	(1)			リスクと責任分擔表	【性能】 要求水準の未達に対するリスク負担が事業者負担とありますが、浄水施設の運転管理に起因する場合についても該当するのでしょうか。	通常の運転管理業務による要求水準の未達は想定しておりません。明らかに本市の運転管理業務に起因して要求水準が未達となった場合のリスクは本市が負担しますが、それ以外の要求水準未達や費用増大のリスクは事業者負担です。
245	実施方針	20	3	(1)			リスクと責任分擔表	脱水施設における性能未達とは、要求水準書(案)表2-14に示す実績のろ過速度、ケーキ含水率を下回った場合と理解して宜しいでしょうか。	一例としてはご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
246	実施方針	20	3	(1)			リスクと責任分 担表	【原水の水量・水質変動】 浄水施設の運転管理に起因する水質の変動については、貴市の負担と理解して宜しいでしょうか。	運転管理に起因して原水水質が変動することは想定していません。
247	実施方針	20	3	(1)			リスクと責任分 担表	【原水の水量・水質変動】 過去の実績から合理的に予測できる原水の水量・水質の範囲とは具体的な範囲を明示頂けないでしょうか。	要求水準書（案）等に示す水質・水量の最大値の範囲内とご理解ください。
248	実施方針	19	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	「制度関連」の「許認可の遅延」について、事業者が取得すべき許認可の遅延に関わるものの中で、遅延の帰責事由が事業者に無い場合はどのような責任分担となるかご教示下さい。	遅延の帰責事由が公共側でない場合は公共は当該リスクを負担しません。
249	実施方針	19	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	「制度関連」の「許認可の遅延」について、事業者が取得すべき許認可について、どのようなものを想定しているか具体的にご指示願います。	本事業の実施に必要な許認可は事業者がご確認ください。
250	実施方針	19	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	昨年の大震災を受けて、今後土木構造物や建物等の耐震基準が変更された場合は、「本事業に直接関わる法制度の新設、変更等」に該当し、変更に伴う追加費用等は貴市が負担されると理解してよろしいでしょうか。	変更が必要になった場合に限り、ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
251	実施方針	19	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	「住民対応」のうち、「本事業に対する、または市の要求に起因する住民反対運動等」に関して、例えば要求水準書添付資料1に示される「工事中搬入道路(案)」にて事業者が提案を行った場合については、搬入道路(案)そのものを作ることに住民反対等があった場合は、貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	内容により判断いたします。
252	実施方針	19	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	「住民対応」について、現時点で分かっている住民反対運動や訴訟、要望があればご教授願います。	特に把握しているものではありません。
253	実施方針	19	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	「社会」の「環境問題」について、「事業者の提案内容、業務に起因する環境問題」は事業者が負担となっていますが、これ以外については貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。例えば、本事業の要求水準書に示された内容に従って業務を遂行した場合等。	内容により判断いたします。
254	実施方針	19	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	「制度関連」の「法制度」で「上記以外の法令の変更」とは具体的にどのようなことがございますでしょうか。	将来の法令変更の内容を想定することは困難ですが、基本的には会社一般に対して適用される法令であり、例えば、特定の業種に限らない会社法、金融商品取引法、労働法等の改正は、直接関連しない法令に該当することが多いものと考えます。
255	実施方針	19	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表 (共通)	「社会」の「住民対応」で「調査・工事及び維持管理に関する住民反対運動、訴訟、要望等に関するもの」が事業者の責任とありますが、要求水準に従って業務を遂行したにも係らず住民反対運動等に合った場合は、貴市の責任となる場合もあると考えますので、その場合は協議していただけないかという理解でよろしいでしょうか。	内容により判断いたします。
256	実施方針	19	3	(1)	イ		リスクと責任分 担	リスク分担表において、従たるリスクとして事業者が負う項目がありますが、具体的な対応内容は、市と事業者で協議するという解釈でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)をご参照ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
257	実施方針	19	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	事業者が負担する住民対応リスクとは、「事業者の 帰責事由」による「調査、工事及び維持管理に 関する住民反対運動、訴訟、要望等に関するもの」との 理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
258	実施方針	19	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	「共通」「制度関連」「法制度」の行 リスク内容”本事業に直接関わる法制度の新設、変更”の具 体事例をご教示お願いいたします。	本事業に直接関わる法制度の新設、変更としては、 法制度の新設や変更により、本事業の業務内容や要 求水準の変更が必要となる場合が挙げられます。
259	実施方針	19	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	「共通」「その他」の「見学者事故のリスク」が事 業者負担となっておりますが、リスクの内容に記載 された以外の見学者事故は、市の負担と理解してよ ろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
260	実施方針	19	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【リスクと責任分担表】において 「建設段階」の「工事費増大」について、提案に含 まない項目で、岡崎市様からの要求による工事費増 大のリスク負担は「岡崎市」様と考えますが、よろ しいでしょうか。	事業契約書(案)をご参照ください。
261	実施方針	19	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	"建設段階/物価変動"につき、建設期間中の物価変 動については、単品ｽﾌﾟﾙ条項(愛知県・岡崎市)等 の適用外でしょうか	事業契約書(案)をご参照ください。
262	実施方針	19	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【社会/住民対応】 調査、工程及び維持管理に関する住民反対運動、訴 訟、要望等については、一義的に岡崎市若しくは事 業者が考えられます。仮に事業者が主とした場合 でも従 岡崎市殿の対応も考えられると考えま す。如何でしょうか	ご意見として承ります。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
263	実施方針	19	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	原子力発電所事故等による浄水、排水、脱水ケーキの放射性物質等による汚染リスクは民間事業者にはないものとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
264	実施方針	19	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【許認可の遅延】 “事業者が取得すべき許認可”を明示していただけますか。	本事業の実施に必要な許認可は事業者がご確認ください。
265	実施方針	19	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【許認可の遅延】 河川協議等、貴市の他部署と協議を結ぶ場合、事業者側の署名者は誰（事業者、水道局、他）になりますか。同様に、電力線やガス管の移設協議に関しては、署名者は誰になりますか。	基本は本市と考えますが、内容により判断いたします。
266	実施方針	19	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【税制度】事業者の利益に関する税(法人事業税等)の新設・変更が事業者負担となっております。事業者ではコントロール不可能なリスクであり、市負担として頂くべきではございませんでしょうか。	事業契約書(案)をご参照ください。
267	実施方針	19	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【住民対応】 事業者は自己に帰責事由がある住民対応に限り、リスク分担するとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
268	実施方針	19	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【住民対応】 工事による改変に伴う希少動植物に対するリスクは、貴市の負担と考えてよろしいでしょうか？	内容により判断いたします。
269	実施方針	19	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	住民対応：事業の実施にかかる住民反対運動は、全て事業者側のリスクとなっているが、業務契約に基づき実施する事業であるため、従たるリスクの負担者となるべきではないでしょうか。	原文のとおりとします。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
270	実施方針	19	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	「共通」「その他」「安全確保」「安全確保」は テロ等の妨害行為阻止も含むでしょうか？	「安全確保」の内容は、要求水準び各項目記載のと おりですが、妨害行為阻止要求水準に規定する警備 業務の範囲で含むものと考えます。
271	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	建設段階「性能」での要求仕様不適合は、事業者の 負担となっていますが、要求仕様適合・不適合の判 定方法は、事業者の任意提案とすることと考えてよ ろしいでしょうか？	内容により判断いたします。
272	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	「新設対象施設の劣化による損傷」が事業者のリス クになっておりますが、民間事業者が規定する運転 方案と異なる運転方法による運転管理、若しくは 誤った運転管理による劣化による場合は、市のご負 担と理解してよろしいでしょうか？	市の事由に起因することが明らかな場合は、ご理解 のとおりです。
273	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	「性能」要求水準の未達は事業者の負担となってい ますが、「未達」の定義は、要求水準書12ページに 示されている原水の設定値の最大値が個別に生じた 場合に要求水準上限値が達成できない場合と考えて よろしいでしょうか？	上限値は必ず守るものとし、目標値は年間検査回数 の75%以上の回数を達成することとしています。 上記の内容が満たされない場合を「未達」としま す。
274	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【不可抗力】 不可抗力のリスク分担者として事業者が となっ ていますが、原発事故などの影響によるリスクにつ いて、どのようにお考えでしょうか。	事業契約書(案)をご参照ください。
275	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【不可抗力】 不可抗力のリスク分担者として事業者が となっ ていますが、具体的にどのようなリスクの内容と事業 者への負担を想定されているのでしょうか。	事業契約書(案)をご参照ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
276	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【施設の瑕疵】 新設対象施設に瑕疵が見つかった場合に事業者が負担となつていますが、事業者から貴市への施設引渡し後の瑕疵担保期間は何年間でしょうか。	瑕疵担保期間は2年間としますが、事業期間中の維持管理は適切に行ってください。
277	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	「維持管理の不備によって見学者に事故が発生」とあります。要求水準書(案)P.37施設見学対応協力業務(安全ルートの確保など)以外の原因および場所が発生した事故については、貴市がリスクを負うという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
278	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	「その他」の「見学者事故」において、事業者の負担は、施設の維持管理の開始日からと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業者が行う施設見学対応協力業務は維持管理期間の業務です。
279	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	貴市が実施する施設見学対応業務に起因する事故については、事業者がリスクを負担する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
280	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	「用地」において、「事業用地以外の建設に要する用地の追加的確保」とありますが、「事業用地」とは要求水準書添付資料1に示された「事業対象地域」と同義であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
281	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	「安全性確保」において、「工事現場における事故等の発生」が事業者のリスクとありますが、事業者に帰責事由がない場合は、貴市の負担または不可抗力となると理解してよろしいでしょうか。	内容により判断いたします。

	資料名	該当箇所				タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項					
282	実施方針	20	3	(1)	イ	リスクと責任分担表	「性能」について、「要求水準の未達」の負担者は事業者となっていますが、維持管理業務のうち浄水処理の運転管理は貴市の業務範囲内であることから、貴市の運転管理に起因する要求水準の未達は、事業者負担から除外されるものと理解してよろしいでしょうか。	通常の運転管理業務による要求水準の未達は想定しておりません。明らかに本市の運転管理業務に起因して要求水準が未達となった場合のリスクは本市が負担しますが、それ以外の要求水準未達や費用増大のリスクは事業者負担です。
283	実施方針	20	3	(1)	イ	リスクと責任分担表	「施設の損傷」について、「新設対象施設の劣化による損傷」の負担者は事業者となっていますが、維持管理業務のうち浄水処理の運転管理は貴市の業務範囲内であることから、貴市の運転管理に起因して施設の損傷が発生した場合は、事業者負担から除外されるものと理解してよろしいでしょうか。	通常の運転管理業務による施設の損傷は想定しておりません。明らかに本市の運転管理業務に起因して施設が損傷した場合のリスクは本市が負担しますが、それ以外の施設の劣化や損傷等による要求水準未達や費用増大のリスクは事業者負担です。
284	実施方針	20	3	(1)	イ	リスクと責任分担表	「維持管理費の増大」について、「市の帰責事由による事業内容・用途の変更に起因する維持管理費の増大」の負担者は貴市となっていますが、貴市の業務範囲内である浄水処理の運転管理に起因する維持管理費の増大についても、貴市にご負担頂けると考えてよろしいでしょうか。	通常の運転管理業務による維持管理費の増大は想定しておりません。明らかに本市の運転管理業務に起因して維持管理費が増大した場合のリスクは本市が負担しますが、それ以外の施設の劣化や損傷等による要求水準未達や費用増大のリスクは事業者負担です。
285	実施方針	20	3	(1)	イ	リスクと責任分担表	「原水の水量・水質変動」について、要求水準書（案）等に水質項目として記載がありませんが、原水に含まれる重金属類や放射能等の影響で維持管理費の増大等が発生した場合は、貴市のリスクであるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
286	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	「原水の水量・水質変動」について、「過去の実績から合理的に予測できる原水の水量・水質・・・」とありますが、ここでいう「合理的に予測できる」とは要求水準書添付資料9に示される過去5年間の水質データの範囲内という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）等に示す水質・水量の最大値の範囲内とご理解ください。
287	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【見学者事故】 維持管理の不備によって見学者に事故が発生した場合、事業者が責任を負うことになっていますが、要求水準書（案）P.37【施設見学対応協力業務】以外の原因および場所で発生した事故については、貴市が責任を負うという理解でよろしいでしょうか。	内容により判断いたします。
288	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【原水の水量・水質変動】 過去の実績から合理的に予測できる範囲を超える場合は市の責任となっていますが、合理的に予測できる事例（頻度や変動割合など）についてご教示願います。 また、発生した場合における対価の算定方法ならびに精算方法についてご教示願います。	前段については要求水準書（案）等に示す水質・水量の最大値の範囲内とご理解ください。 後段については事業契約書（案）をご参照ください。
289	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	震災を踏まえ、今後土木構造物や建物等の耐震基準が変更された場合は、「本事業に直接関わる法制度の新設、変更等」に該当し、変更に伴う追加費用等は市が負担されると理解してよろしいでしょうか？	変更が必要になった場合に限り、ご理解のとおりです。
290	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	補助金受給のリスクが記載されておりますが、23頁によると、市が補助金を受ける予定はないと見受けられます。何らかの補助金受給を予定されている場合は、その内容をご教示願います。また、この場合、万一受給できなくなっても、事業は実施・継続されると理解してよろしいでしょうか？	補助金の予定はありませんが、補助金を受けることとなった場合は市がリスクを負担します。
291	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	爆弾探査についてはどの程度のお考えでしょうか？	想定されているものではありません。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
292	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	「建設段階」「用地」「地中障害物」では岡崎市負担と記載されていますが、土壌汚染対策法に基づく届出をした後、履歴調査だけで済まず、表層調査などを行うことになった場合の費用も岡崎市負担と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
293	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	不可抗力のリスクの市と事業者の負担割合をご教示いただけませんか？	事業契約書(案)をご参照ください。
294	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	「工事現場における事故等の発生」が事業者のリスクになっておりますが、不可抗力による事故等の場合は、不可抗力リスクのリスク分担(市が主負担、事業者が従負担)に従うと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
295	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	「新設対象施設の劣化による損傷」が事業者のリスクになっておりますが、想定を超える市の運転管理、若しくは誤った運転管理を起因とする劣化による場合は、市のご負担と理解してよろしいでしょうか？	通常の運転管理業務による施設の損傷は想定しておりません。明らかに本市の運転管理業務に起因して施設が損傷した場合のリスクは本市が負担しますが、それ以外の施設の劣化や損傷等による要求水準未達や費用増大のリスクは事業者負担です。
296	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	「過去の実績から合理的に予測できる原水の水量・水質の範囲を超える変動」には、異常気象による変動も含まれると理解してよろしいでしょうか？	合理的に予測できる事例としては、通常発生しうる天候変動です。
297	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	原水の水量・水質変動リスクについて、事業者に責の無い水源環境の変化によるものは貴市にて負担いただけたと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
298	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	用地の項目において、事業用地内に現場事務所等の用地確保は、無償と理解して宜しいでしょうか。	現場事務所は無償とします。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
299	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	工事遅延、工事費増大の項目において、事業期間内に別途将来工事（生物処理施設等含）が行われた場合、その工事に起因するリスクの負担者は貴市と理解して宜しいでしょうか。	内容により判断いたします。
300	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	性能の項目における要求水準の未達について、貴市の帰責事由（別途将来工事、市の請求による設計変更及び浄水施設運転管理業務等）による場合、リスクの負担者は貴市と理解して宜しいでしょうか。	内容により判断いたします。
301	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	将来設備である生物処理設備の建設が事業期間内に必要と判断された場合、浄水場全体の性能確保を目的として生物処理設計・建設は本事業の落札者が行うものとお考えでしょうか。	生物処理施設についての内容は未定です。
302	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	将来設備である生物処理設備の建設が事業期間内に必要と判断された場合、生物処理の建設を行う時期は、本事業における施設竣工および試運転と同時期となる可能性はあるでしょうか。	生物処理施設についての内容は未定です。
303	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	原水の水量・水質変動リスクについて、「過去の実績から合理的に予測できる」とありますが、将来、取水河川の上流にダム等が建設されることによる水量・水質変動については、民間事業者のリスクではないとの理解でよろしいでしょうか？	内容により判断いたします。
304	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【見学者事故】 施設の劣化又は維持管理の不備でない見学者の事故の場合、市側のリスク負担との理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
305	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【不可抗力】 事業者が従たるリスク負担者となっていますが、具体的にどのような負担となるのでしょうか。	事業契約書(案)をご参照ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
306	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【測量・調査】 “市が実施した調査・測量”をご教示下さい。 それらの成果品は、すべて受領または閲覧可能で しょうか。	水道局工務課で閲覧できます。
307	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【各種負担金】 インフラ整備に関し、公道下の（更新用地までの） 下水管の敷設は、貴市の負担と考えてよろしいで しょうか。	ご理解のとおりです。
308	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【各種負担金】 インフラ整備に関し、架線の移設費用は、貴市の負 担と解釈してよろしいでしょうか。	事業者の負担とします。
309	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【用地】 添付資料1に示される外周道路の用地は、確保済み （追加確保に伴う事業者の負担は発生しない）と解 釈してよろしいでしょうか。	今後更新用地内の赤線等の付け替えを行うことによ り用地を確保する予定です。
310	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【用地】 添付資料1に示される工事用搬入路は、指定の条件 と解釈してよろしいでしょうか。	添付資料1に示した工事用搬入路は案であり、指定 の条件ではありません。
311	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【用地】 添付資料1に示される工事用搬入路に関し、用地の 追加確保はないと解釈してよろしいでしょうか。 追加確保が必要であるならば、確保済の用地、追加 確保すべき用地の官民の区別をご教示下さい。	工事用搬入路に関する用地は現段階で確保していま せん。
312	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【用地】 添付資料1に示される工事用搬入路では、民地の買 収・不法滞在者の移転等、契約前（提案の提出時 点）に提案者の責では解決できない協議が発生しま す。これらに関するリスク負担は貴市と考えてよろ しいでしょうか。	提案によりますので、費用は事業者負担とします。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
313	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【用地】 工事に既設浄水場の用地を運転に支障のない範囲 で借用することは可能でしょうか？また、一部に新 設浄水場の永久構造物を設置することは可能でしょ うか？	前段について、内容によりますが、原則更新用地内 としてください。 後段について、既設男川浄水場敷地内の男川水源の 接合井以外は原則認めません。
314	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【物価変動】 “物価変動”に関し、リスク負担の主（貴市）と従 （事業者）の仕分け方法をご教示下さい。	事業契約書(案)をご参照ください。
315	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【施設の損傷】 事業者の帰責事由で維持管理費の増大となった場合 に限り、事業者負担とすべきではございませんで しょうか。不可の場合は理由をご教示ください。	通常の運転管理業務による施設の損傷は想定してお りません。明らかに本市の運転管理業務に起因して 施設が損傷した場合のリスクは本市が負担します が、それ以外の施設の劣化や損傷等による要求水準 未達や費用増大のリスクは事業者負担です。
316	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【維持管理費の増大】 事業者の帰責事由で維持管理費の増大となった場合 に限り、事業者負担とすべきではございませんで しょうか。不可の場合は理由をご教示ください。	市の帰責事由は市の負担としています。原文のとおり とします。
317	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【原水の水量・水質変動】 事業者の帰責事由で維持管理費の増大となった場合 に限り、事業者負担とすべきではございませんで しょうか。不可の場合は理由をご教示ください。	過去の実績から合理的に予想できる範囲のものは民 間事業者の負担としています。原文のとおりとしま す。
318	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【測量・調査】 「市が実施した測量・調査」の中にボーリングデー タは含まれるでしょうか。	含まれます。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
319	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【施設の損傷】 「新設対象施設の劣化による損傷」の負担者は事業者となっていますが、維持管理業務のうち浄水処理の運転管理は市が行うことから、市の業務に起因する損傷についても全て民間事業者の負担とするにはあまりにも過大であり、「市の運転管理及び関連する業務の不備に起因する施設の劣化による損傷」を市が負担する項目が事業契約書に記入願います。	原文のとおりとします。
320	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【原水の水量・水質変動】 「過去の実績から合理的に予測できる原水の水量・水質・・・」とありますが、合理的に予測できることは曖昧な解釈となることから、「要求水準書に示された原水の水量・水質・・・」であると理解して宜しいでしょうか。	要求水準書（案）等に示す水質・水量の最大値の範囲内とご理解ください。
321	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【不可抗力】 不可抗力リスクの負担者で事業者が とありますが、従負担者の責任分担について負担率及び上限の設定はお考えでしょうか。	事業契約書(案)をご参照ください。
322	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【物価変動】 建設期間中の物価変動リスクの負担者が事業者となっていますが、約5年間に及ぶ整備期間中の物価変動リスクの全てについて、民間事業者側でとることは困難と考えます。このあたりのお考えをお聞かせ下さい。	事業契約書(案)をご参照ください。
323	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【補助金受給】 リスク分担表に補助金受給の項目がありますが、何を想定していますか。	特に想定しているものではありません。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
324	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【施設の損傷】 新設施設の劣化による損傷は事業者の負担とありますが、本事業はBTMであり、施設の運転管理業務は範囲外（排水処理施設除く）のため、日常の運営・運転管理に起因する施設の劣化も予想されます。したがって、市と事業者の双方でリスク分担すべきと考えますが如何でしょうか。	通常の運転管理業務による施設の損傷は想定しておりません。明らかに本市の運転管理業務に起因して施設が損傷した場合のリスクは本市が負担しますが、それ以外の施設の劣化や損傷等による要求水準未達や費用増大のリスクは事業者負担です。
325	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【原水の水量・水質変動】 「合理的に予測できる…範囲」とありますが、その範囲はどのように設定するのですか。	要求水準書（案）等に示す水質・水量の最大値の範囲内とご理解ください。
326	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	濁水で必要水量が確保できない場合のリスク負担は、岡崎市負担と考えてよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
327	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【見学者事故】 見学者事故リスクについて、「事業者の維持管理範囲内の施設」とありますが、場外施設等を除く男川浄水場内施設との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
328	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【見学者事故】 貴市が実施する施設見学対応業務に起因する事故については、事業者がリスクを負担する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
329	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【見学者事故】 「見学者事故リスク」は「共通」のリスクではなく、維持管理期間中に特化した「維持管理段階」のリスクに分類していただけないでしょうか。	ご意見として承ります。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
330	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	「建設段階」「用地」「地中障害物」で土壤汚染は市側リスク負担となっております。民間側が事前の自主検査を行わないで、土壤汚染が着工後（掘削時、杭施工時）に判明した時も市側リスク負担と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。 ただし、要求水準書(案)P9にあるように事前の土壤汚染測定は行ってください。
331	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	「維持管理段階」「施設の損傷」「劣化」の定義をご教示お願いいたします。 特に、初期機能が低下する老朽化との違いについての違いにつきお願いいたします。	"劣化"とは、初期機能の低下と考えており、要求する水準以下にならないこととご理解ください。
332	実施方針	20	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	表中 維持管理段階 原水の水量・水質変動 上記以外の事由による維持管理費の増大の行 天災（台風、地震等）の場合増加費用の負担も民間事業者側でしょうか？	事業契約書(案)をご参照ください。
333	実施方針	21	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【物価変動】 民間事業者に帰責事由が無く、ユーティリティー単価、電力燃料調整費等が上昇した場合、サービス対価の見直しを行っていただけるという解釈でよろしいでしょうか。	単価の見直しは想定していません。
334	実施方針	21	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【脱水ケーキの有効利用】 事業者が有効利用の提案をするかしないかの如何を問わず、排水処理施設を除く男川浄水場施設の運転に起因し、脱水ケーキの有効利用が困難となった場合、貴市がリスクを負担するとの理解でよろしいでしょうか。	運転管理業務に起因して脱水ケーキの有効利用ができなくなることは想定しておりません。内容により判断いたします。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
335	実施方針	21	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【脱水ケーキの有効利用】 「（民間事業者が提案した場合）不可抗力等により脱水ケーキの有効利用が困難となった場合」とありますが、事業契約書(案)p.25「第67条第5項乃至第7項」に「市場の消滅その他これに準ずるやむを得ない事由があると認めるとき」等「不可抗力」とは対象や費用負担が異なる対応が定義されているため、民間事業者は状況に応じて、「不可抗力」と「第67条項」のいずれかの選択を貴市と協議できるとの理解でよろしいでしょうか。	市場の消滅は不可抗力ではありません。
336	実施方針	21	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【機器更新】 維持管理段階の機器更新リスクについて、ここでの機器更新とは、事業者が実施する修繕業務のひとつで、劣化した機器を取り換える作業との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
337	実施方針	21	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【脱水ケーキの有効利用】 不可抗力等により脱水ケーキの有効利用が困難となった場合、事業者側が となっていますが、具体的にどのような負担を想定されているのでしょうか。	事業契約書(案)をご参照ください。
338	実施方針	21	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【保守点検箇所の変更】 「保守点検箇所の変更」で事業者側が となっていますが、施設数に増減があった場合には、金額の増減があるということでしょうか。	事業契約書(案)をご参照ください。
339	実施方針	21	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【物価変動】 維持管理段階の物価変動に対する負担で、事業者が となっていますが、物価の変動に伴って金額の増減があるということでしょうか。	事業契約書(案)をご参照ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
340	実施方針	21	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	「修繕費増大」について、「新設対象施設について修繕費が長期修繕計画における予想を上回った場合」は事業者が主負担となっていますが、維持管理業務のうち浄水処理の運転管理は貴市の業務範囲内であることから、貴市の業務に起因する修繕費の増大については貴市にご負担頂けると理解してよろしいでしょうか。	通常の運転管理業務による修繕費の増大は想定しておりません。明らかに本市の運転管理業務に起因して修繕費が増大した場合のリスクは本市が負担しますが、それ以外の施設の劣化や損傷等による要求水準未達や費用増大のリスクは事業者負担です。
341	実施方針	21	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	事業者が有効利用の提案をするかしないかの如何を問わず、排水処理施設を除く貴市の浄水処理運転に起因し、脱水ケーキの有効利用が困難となった場合は、貴市がリスクを負担するとの理解でよろしいでしょうか。	運転管理業務に起因して脱水ケーキの有効利用ができなくなることは想定しておりません。内容により判断いたします。
342	実施方針	21	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	「保守点検箇所の変更」において、事業者が従たるリスクの負担者となっていますが、その場合の具体的な負担基準（条件や負担率）などについてご教示下さい。	事業契約書(案)をご参照ください。
343	実施方針	21	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	「脱水ケーキの有効利用」において、「（民間事業者が提案した場合）不可抗力等により～」とありますが、従たる責任が事業者となっておりますが、具体的にどのようなことが想定されますでしょうか。	事業契約書(案)をご参照ください。
344	実施方針	21	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	「修繕費増大」において、修理費増大によるリスク負担者は事業者となっておりますが、修繕費減少の場合、対価の減額はないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
	頁	項						
345 実施方針	21	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	「機器更新について不具合が発生した場合」とありますが、想定を超える市の運転管理、若しくは誤った運転管理を起因とする不具合の場合は、市のご負担と理解してよろしいでしょうか？	通常の運転管理業務による機器の更新は想定しておりません。明らかに本市の運転管理業務に起因して機器を更新した場合のリスクは本市が負担しますが、それ以外の施設の劣化や損傷等による要求水準未達や費用増大のリスクは事業者負担です。
346 実施方針	21	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	「・・・修繕費が長期修繕計画における予想を上回った場合」は事業者のリスクになっておりますが、想定を超える市の運転管理、若しくは誤った運転管理を起因とする劣化による場合は、市のご負担と理解してよろしいでしょうか？	通常の運転管理業務による修繕費の増大は想定しておりません。明らかに本市の運転管理業務に起因して修繕費が増大した場合のリスクは本市が負担しますが、それ以外の施設の劣化や損傷等による要求水準未達や費用増大のリスクは事業者負担です。
347 実施方針	21	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	「維持管理段階」の「物価変動」リスクが岡崎市主、事業者従となっておりますが、上記同様物価スライドによる改定を前提にさせていただきたく願います。	事業契約書(案)をご参照ください。
348 実施方針	21	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	不可抗力等により脱水ケーキの有効利用が困難となった場合のリスク分担が示されていますが、不可抗力等には、有効利用先の事業継続が困難になった場合を含みますか？	含みません。
349 実施方針	21	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	維持管理段階の物価変動対応に岡崎市・事業者双方に ・ が表示されていますが、採用される物価変動率は、どの様にお考えでしょうか。	事業契約書(案)をご参照ください。
350 実施方針	21	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【リスクと責任分担当表】において「維持管理段階」「保守点検箇所の変更」において、事業者のリスク負担が「 」となっておりますが、どのような場合に、事業者の負担が発生するのでしょうか。	事業契約書(案)をご参照ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
351	実施方針	21	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【リスクと責任分 担表】において 「維持管理段階」「物価変動」において、事業者の リスク負担が「 」となっていますが、どのような 場合に、事業者の負担が発生するのでしょうか。	事業契約書(案)をご参照ください。
352	実施方針	21	3	(1)	イ		リスクと責任分 担	保守点検箇所数の変更の項目において、事業者側の 従負担とされている具体的な内容について、御教示 いただけないでしょうか。	事業契約書(案)をご参照ください。
353	実施方針	21	3	(1)	イ		リスクと責任分 担	維持管理期間の物価変動による費用の変更は、維持 管理開始時点を基準として、各種の物価指数に基づ き決定されるとの理解でよろしいでしょうか？	事業契約書(案)をご参照ください。
354	実施方針	21	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【機器更新】 事業者の帰責事由で維持管理費の増大となった場合 に限り、事業者負担とすべきではございませんで しょうか。不可の場合は理由をご教示ください。	通常の運転管理業務による維持管理費の増大は想定 しておりません。明らかに本市の運転管理業務に起 因して維持管理費が増大した場合のリスクは本市が 負担しますが、それ以外の施設の劣化や損傷等によ る要求水準未達や費用増大のリスクは事業者負担で す。
355	実施方針	21	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【修繕費増大】 事業者の帰責事由で維持管理費の増大となった場合 に限り、事業者負担とすべきではございませんで しょうか。不可の場合は理由をご教示ください。	市の帰責事由ではないものは民間事業者の負担が原 則です。原文のとおりとします。
356	実施方針	21	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【修繕費増大】 修繕費増大によるリスク負担者は事業者となってい ますが、修繕費減少の場合、対価の減額は無いと考 えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
357	実施方針	21	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【脱水ケーキの有効利用】 事業者の帰責事由で脱水ケーキの有効利用に関する費用の増大となった場合に限り、事業者負担とすべきではございませんでしょうか。不可の場合は理由をご教示ください。	市の帰責事由ではないものは民間事業者の負担が原則です。原文のとおりとします。
358	実施方針	21	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【保守点検箇所の変更】 事業者が従たるリスク負担者となっていますが、具体的にどのような負担となるのでしょうか。	事業契約書(案)をご参照ください。
359	実施方針	21	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【物価変動】 事業者が従たるリスク負担者となっていますが、具体的にどのような負担となるのでしょうか。	事業契約書(案)をご参照ください。
360	実施方針	21	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	維持管理段階における場外施設についてのリスク分担についても明記していただきたくお願いいたします。	事業契約書(案)をご参照ください。
361	実施方針	21	3	(1)	イ		リスクと責任分 担表	【脱水ケーキの有効利用】 (民間事業者が提案した場合)不可抗力等により脱水ケーキの有効利用が困難となった場合は、民間事業者も従たるリスク負担者となっていますが、不可抗力等により脱水ケーキの有効利用が困難となるため、民間事業者に責任はなく、リスク負担は貴市が負うべきと考えますが如何でしょうか。	事業契約書(案)をご参照ください。
362	実施方針	21	3	(4)			本市による民間事業者の事業実施状況への監視(モニタリング)	設計・施工時のモニタリングにおける貴市の「確認」とは、設計・施工図書の内容や現場の状況等を把握して了解する行為のことで、承諾ではないとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準を満たしていることの確認を行うとご理解ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
363	実施方針	22	3	(4)	ア		各種許認可申請・取得時	事業者が申請する許認可とは何を想定されているのか、ご教示願います。	本事業の実施に必要な許認可は事業者がご確認ください。
364	実施方針	22	3	(4)	イ		設計完了時	貴市の実施した基本設計を参考にとありますが、要求水準書と基本設計は同格と考えなければならないでしょうか（基本設計に準拠しなければならないでしょうか）。	要求水準書に基づきご提案ください。
365	実施方針	22	3	(4)	イ		設計完了時	貴市が実施した基本設計に関する書類、図面等は開示していただけますでしょうか。	水道局工務課で閲覧できます。
366	実施方針	22	3	(4)	イ		設計完了時	実施設計完了時に貴市の確認を受けるとありますが、事業者の提案内容が業務要求水準を満足しているなかで、貴市より提案書にない事項を実施設計時に要求された場合には、設計変更（費用増額）が認められるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)をご参照ください。
367	実施方針	22	3	(4)	イ		設計完了時	「本市の実施した基本設計を参考に」とあり、基本設計では機器の配置や池の形状も定められているものと思料しますが、どの程度参考にしなければならないのでしょうか？また参考の程度によって技術提案の評価や採点が決まってしまうのでしょうか？	前段については、要求水準書に基づきご提案ください。後段については、基本設計は必ずしも参考にする必要はありません。
368	実施方針	22	3	(4)	イ		設計完了時	実施設計完了時に本市の確認を受けるとなっていますが、この時点で修正が必要となった場合は、実施設計を見直すこととなります。主要な段階ごとの確認は可能でしょうか。	確認は行いますが、実施方針に記載したリスクと責任分担表のとりの責任負担となります。
369	実施方針	22	3	(4)	ウ		建設時（施工時）	建築基準法の「工事監理者」を設置するとありますが、これは建築士による建築工事の監理が対象であるため、建築工事以外の工事については建築士の資格を必要とせずに「工事監理者」名称を準用するものと理解してよろしいですか。	各種法令に則った工事監理者を配置してください。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
370	実施方針	22	3	(4)	オ		維持管理時	貴市におかれまして定期及び臨時に業務の実施状況を確認（モニタリング）される際は、定例報告会または臨時報告会を開催する予定でしょうか？また定例報告会の場合、開催頻度のイメージがあればご教示ください。	月1回程度を想定しています。
371	実施方針	22	3	(4)	オ		維持管理時	定期的に業務の実施状況を確認するとありますが、年間の予定回数をご教示願います。	年12回程度を想定しています。
372	実施方針	22	3	(4)	オ		維持管理時	「臨時に業務の実施状況を確認する」とありますが、想定している臨時のタイミングや頻度について具体的にお示しいただけないでしょうか。	本市が必要と判断した場合に実施します。
373	実施方針	22	3	(4)	カ		対価の減額等	対価の減額分の算定方法・対象項目についてご教示願います。	事業契約書(案)をご参照ください。
374	実施方針	22	3	(4)	カ		対価の減額等	入札決定後、他の官庁、近隣との協議により詳細設計により数量変更が生じた場合、設計変更はありますか？	可能性としては考えられます。
375	実施方針	22	3	(4)	カ		対価の減額等	対価の減額を行う具体的な算定基準等があれば、ご提示をお願いします。	事業契約書(案)をご参照ください。
376	実施方針	23	4	(1)	イ		場外施設等（既設）	簡易水道施設及び場外施設の規模及び仕様、図面、設備年度等を公表願います。	水道局工務課で閲覧できます。
377	実施方針	23	7	(1)			法制上、税制上の措置に関する事項	「民間事業者による本市所有財産の無償使用がある。」とは、建設期間中における更新用地内での業務に必要な事務用地等や維持管理期間中における民間事業者の運転従事者等の居室スペース等という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
378	実施方針	23	7	(1)			法制上、税制上の措置に関する事項	民間事業者による本市所有財産の無償使用がある。とは具体的にどのような物を想定しているかご教示願います。特に建設時での水道水の使用がこれに含まれるかご教示願います。	建設期間中における更新用地内での業務に必要な事務所用地等を想定しています。水道水は市所有財産ではありません。
379	実施方針	23	7	(1)			法制上、税制上の措置に関する事項	貴市の所有する男川浄水場の敷地の一部を、整備業務の実施に際して必要となる工用の仮設用地として、無償で使用させていただけるのでしょうか。	更新用地内に現場事務所を設置することは可能です。なお、その場合は無償での使用が可能です。
380	実施方針	23	7	(2)			財政上、金融上の措置に関する事項	「民間事業者は、財政上及び金融上の支援が適用されるよう努力し本市は事業者がこれらの支援を受けることができるよう協力するものとする。」とありますが、具体的にはどのような作業を想定されていますか。	現時点では想定しているものではありません。
381	実施方針	23	7	(2)			財政上、金融上の措置に関する事項	将来建設予定の生物処理施設導入時にも、補助金(高度処理)申請は行わない予定でしょうか	生物処理施設についての内容は未定です。
382	実施方針	24	7	(3)			その他の支援に関する事項	“必要な許認可等の取得に関し、本市は必要に応じて協力を行う”とされています。地元折衝等においても必要な協力が貴市から得られるものと考えてよろしいでしょうか？	必要に応じて協力します。
383	実施方針	24	7	(3)			その他の支援に関する事項	本事業において排水処理施設を新設する際に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき必要となる許認可の内容や取得主体について、具体的に示していただけませんか。	申請者は本市ですが、事業者が主体となり事務を行ってください。
384	実施方針	24	8	(2)			情報公開及び情報提供	提案書内には社内ノウハウ等が多分に含まれます。情報公開を行う範囲・内容については、事前協議の上、決定いただくものと考えてよろしいでしょうか。	使用する際は事前に協議します。ただし、本市に提出した図書すべて情報公開の対象となり、開示請求があった場合は原則開示します。

	資料名	該当箇所					タイトル	実施方針の質問	回答
		頁	項						
385	実施方針	24	8	(2)			情報公開及び情報提供	本事業に係る図書とは、具体的にはどんな図書をお考えかお知らせください。	提案書等本市に提出した図書すべて情報公開の対象となります。